

鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事

図面目録			
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	建築工事特記仕様書(1)	E-01	電気工事特記仕様書・電灯盤単線結線図・照明器具姿図
A-02	建築工事特記仕様書(2)	E-02	電気工事 改修前後 1階便所平面詳細図
A-03	建築工事特記仕様書(3)	E-03	電気工事 改修前後 2階便所平面詳細図
A-04	建築工事特記仕様書(4)	E-04	電気工事 改修前後 3階便所平面詳細図
A-05	付近見取図・配置図	E-05	電気工事 改修前後 R階平面詳細図
A-06	仮設計画図		
A-07	室内仕上表		
A-08	北棟 平面図(1)		
A-09	北棟 平面図(2)		
A-10	北棟 立面図(1)		
A-11	北棟 立面図(2)		
A-12	改修前後 便所断面図		
A-13	改修前後 1階 便所平面詳細図		
A-14	改修前後 2～3階 便所平面詳細図		
A-15	改修前後 1階 便所天井伏図		
A-16	改修前後 2～3階 便所天井伏図		
A-17	改修前 便所 撤去建具表		
A-18	改修後 便所 建具表		
A-19	改修後 展開図(1)		
A-20	改修後 展開図(2)		
A-21	雑詳細図(1)		
A-22	雑詳細図(2)		
A-23			
A-24			
A-25			

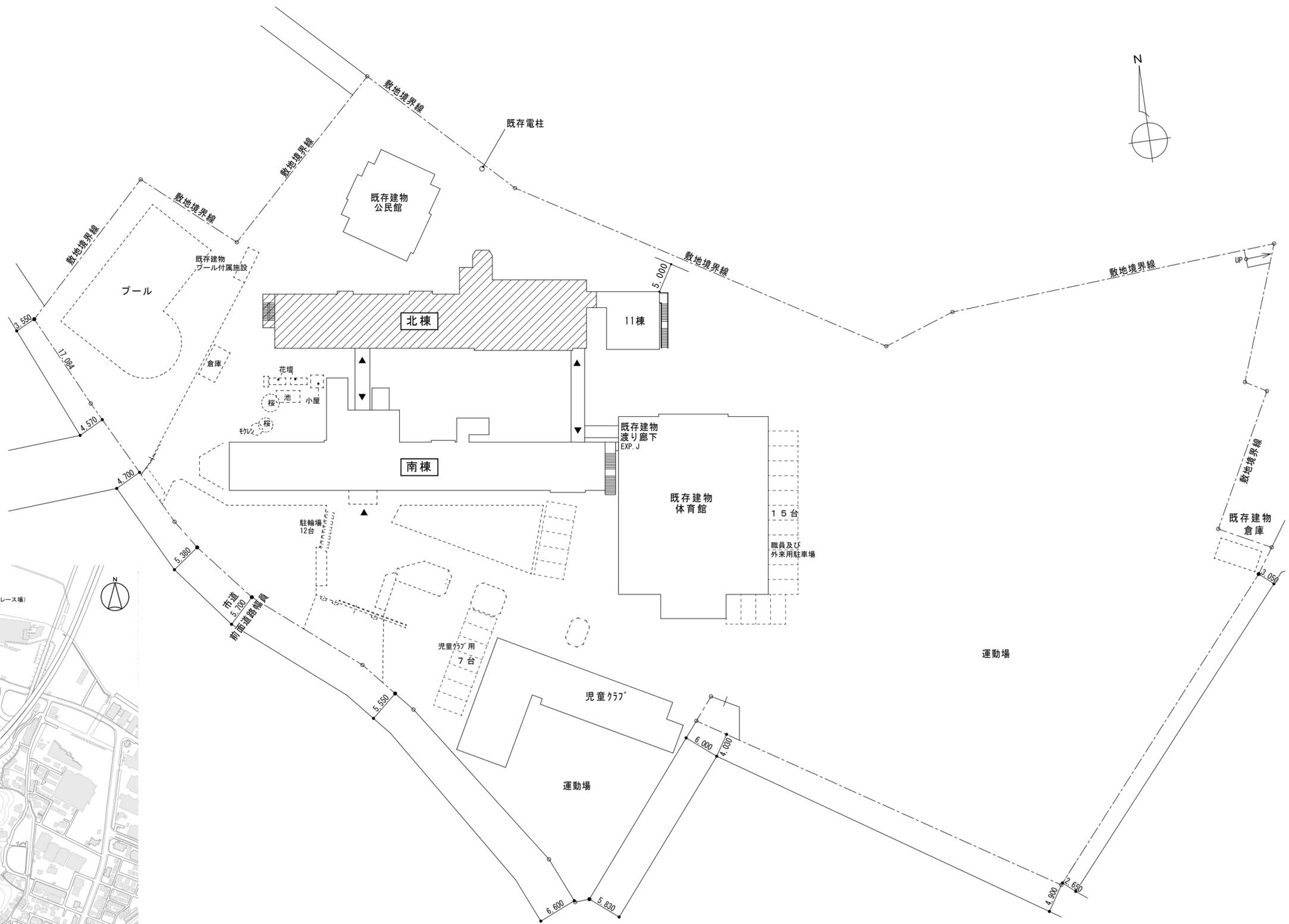
章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																		
1 章 一 般 共 通 事 項		<p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーシメン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の現状状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p>	14 化学物質を発生する 建築材料等	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>	15 施工	<p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、学校・施設管理者と協議の上決定すること。 ・騒音の出る工事は原則として学校休日とするが、学校・監督員と協議すること。 ・また、人員配置及び施工計画を綿密に行い遅滞のないようにつとめること。 ・施設の使用に影響のある騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。 ・また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・前面道路は通学路であるため、学校が指示する時間帯は工事車両の通行をしないこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に学校・施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・本工事は夏休みに入ってから工事を開始すること。 ・施工順序は学校・施設管理者と協議の上決定すること。 ・本工事期間中も施設は使用するので、通路を確保すると共に、工程の協議を行うものとする。 ・工事の施工に当たっては交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書にすることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又はまちづくり課へ問い合わせ、工事に遅滞のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	16 建設機械等	<p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総発第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。</p> <p>また、受注者は、市の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p>	18 工事看板等	<p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。</p> <p>(1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事</p> <p>(2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p>	20 設計変更箇所確認	<p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。</p> <p>また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p>	21 工事検査及び技術検査	<p>◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受けて試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	22 完成図等	<p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図（製本3部（うち一部縮小版）、電子データ1部） ・工事写真（写真帳2部（ 着手前 ・ 工中 ・ 竣工 ）、電子データ1部） <p>・使用材料一覧表（ 1部、うち電子データ1部）</p> <p>・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面（原因貸与）を修正して作成すること。</p> <p>竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式及びDXF形式又はJWW形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。</p> <p>しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に（まる・よらない）ものとする。</p> <p>◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用（完了検査手数料等）については、請負者の負担とする。</p>	区 分	サイ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービサイズ	工 中	カラー、手札版又はサービサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ	24 火災保険	<p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） <p>本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 <p>(3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。
	区 分	サイ ズ																								
着 工 前	カラー、手札版又はサービサイズ																									
工 中	カラー、手札版又はサービサイズ																									
竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ																									
13 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p>	<p>◎株式会社デザイン 鳴門事務所</p> <p>一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬</p>	作成 .	承認 .	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事	設計No.	A-02 実施設計図																			
訂正				発行 .		図面名称 建築工事特記仕様書(2)		縮尺 —	整理No.																	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
1章 一般共通事項	②6 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除	(1)受注者は、工事の施工に関して、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②)に規定する場合は、下請負人から報告があったときには、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。 (3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。	③ シーリング	① プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。	6章 内装改修工事	① 一般事項	① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。	
	① 一般事項	② 着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。		② 撤去並びに下地補修		② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。		
	2 ② ベンチマーク	③ 設計GLの設定は、BM()を±0とし、NGLはBM±()mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。		③ プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。		③ 撤去及び下地補修	③ 各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。	
2章 改修仮設工事	③ 足場等	④ 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(一社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ⑤労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。	④ 漏水試験	④ 屋内については、漏水試験を行う。	② 撤去並びに下地補修	④ 撤去並びに下地補修	④ 既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照	
	④ 養生	⑥ 外部足場(種類:枠組み足場 仕様: 枚布、D=60 cm、シート仕様: 防炎Ⅱ類) ・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ⑦ 内部足場(種類:脚立足場 仕様: 枚布、D= cm) ・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下) ⑧ 仮囲い(仕様:波板垂鉛鋼板、H=1.8m、L= m)(図示) ⑨ ゲート(有・無、仕様:キャスターゲート) ⑩ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ⑪ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。	⑤ 一般事項	⑤ 外部に面する建具は、建築基準法施行令、又は「屋根葺き材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき安全性を確認すること。 ⑥ 建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。 ⑦ 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。 ⑧ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。	③ 軽量鉄骨壁下地	④ 撤去並びに下地補修	⑤ 撤去並びに下地補修	⑤ 壁改修 ・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照 ・間仕切り壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を(行う・行わない)
	⑤ 工事用用水、電力等	⑩ 既存電力利用(「出来る」・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ⑪ 既存用水利用(「出来る」・出来ない)、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。	⑥ 鋼製建具	⑥ 耐火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。 ⑦ 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 ⑧ 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。 ⑨ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ⑩ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	④ 軽量鉄骨天井下地	⑤ 撤去並びに下地補修	⑥ 撤去並びに下地補修	⑥ 野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。
3章 防水改修工事	① 一般事項	⑫ 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法: 図示) ⑬ 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法:) ⑭ 仮間仕切りは、(A種・B種・C種)とする。	⑦ 鋼製建具	⑧ 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 ⑨ 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。 ⑩ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ⑪ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	⑤ 軽量鉄骨壁下地	⑥ 撤去並びに下地補修	⑦ 撤去並びに下地補修	⑦ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。
	② 塗膜防水	⑮ 同用地は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて) 設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ⑯ 借地借家料 円	⑧ ガラス	⑨ 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 ⑩ 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。 ⑪ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ⑫ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	⑥ 撤去並びに下地補修	⑦ 撤去並びに下地補修	⑧ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。	
	③ 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。	⑰ 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。 ⑱ 工法: 図示による 種別: Y-2 ⑲ 塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。	⑨ ガラス	⑩ 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 ⑪ 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。 ⑫ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ⑬ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	⑦ 撤去並びに下地補修	⑧ 撤去並びに下地補修	⑨ 撤去並びに下地補修	⑨ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。
④ 養生	⑳ 同用地は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて) 設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ㉑ 借地借家料 円	⑩ ガラス	⑪ 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 ⑫ 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。 ⑬ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ⑭ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	⑧ 撤去並びに下地補修	⑨ 撤去並びに下地補修	⑩ 撤去並びに下地補修	⑩ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。	
⑤ 工事用用水、電力等	㉒ 同用地は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて) 設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ㉓ 借地借家料 円	⑪ ガラス	⑫ 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 ⑬ 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。 ⑭ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ⑮ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	⑨ 撤去並びに下地補修	⑩ 撤去並びに下地補修	⑪ 撤去並びに下地補修	⑪ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。	
⑥ 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	㉔ 同用地は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて) 設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ㉕ 借地借家料 円	⑫ ガラス	⑬ 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 ⑭ 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。 ⑮ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ⑯ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	⑩ 撤去並びに下地補修	⑪ 撤去並びに下地補修	⑫ 撤去並びに下地補修	⑫ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。	
① 一般事項	㉖ 同用地は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて) 設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ㉗ 借地借家料 円	⑬ ガラス	⑭ 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 ⑮ 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。 ⑯ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ⑰ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	⑪ 撤去並びに下地補修	⑫ 撤去並びに下地補修	⑬ 撤去並びに下地補修	⑬ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。	
② 塗膜防水	㉘ 同用地は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて) 設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ㉙ 借地借家料 円	⑭ ガラス	⑯ 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 ⑰ 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。 ⑱ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ⑲ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	⑫ 撤去並びに下地補修	⑬ 撤去並びに下地補修	⑭ 撤去並びに下地補修	⑭ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。	
③ 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。	㉚ 同用地は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて) 設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ㉛ 借地借家料 円	⑮ ガラス	⑰ 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 ⑱ 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。 ⑲ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	⑬ 撤去並びに下地補修	⑭ 撤去並びに下地補修	⑮ 撤去並びに下地補修	⑮ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。	
④ 養生	㉜ 同用地は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて) 設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ㉝ 借地借家料 円	⑯ ガラス	⑱ 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 ⑲ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	⑭ 撤去並びに下地補修	⑮ 撤去並びに下地補修	⑯ 撤去並びに下地補修	⑯ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。	
⑤ 工事用用水、電力等	㉞ 同用地は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて) 設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ㉟ 借地借家料 円	⑰ ガラス	⑲ 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 ⑲ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	⑮ 撤去並びに下地補修	⑯ 撤去並びに下地補修	⑰ 撤去並びに下地補修	⑰ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。	
⑥ 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	㊱ 同用地は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて) 設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ㊲ 借地借家料 円	⑱ ガラス	⑲ 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 ⑲ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	⑯ 撤去並びに下地補修	⑰ 撤去並びに下地補修	⑱ 撤去並びに下地補修	⑱ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。	

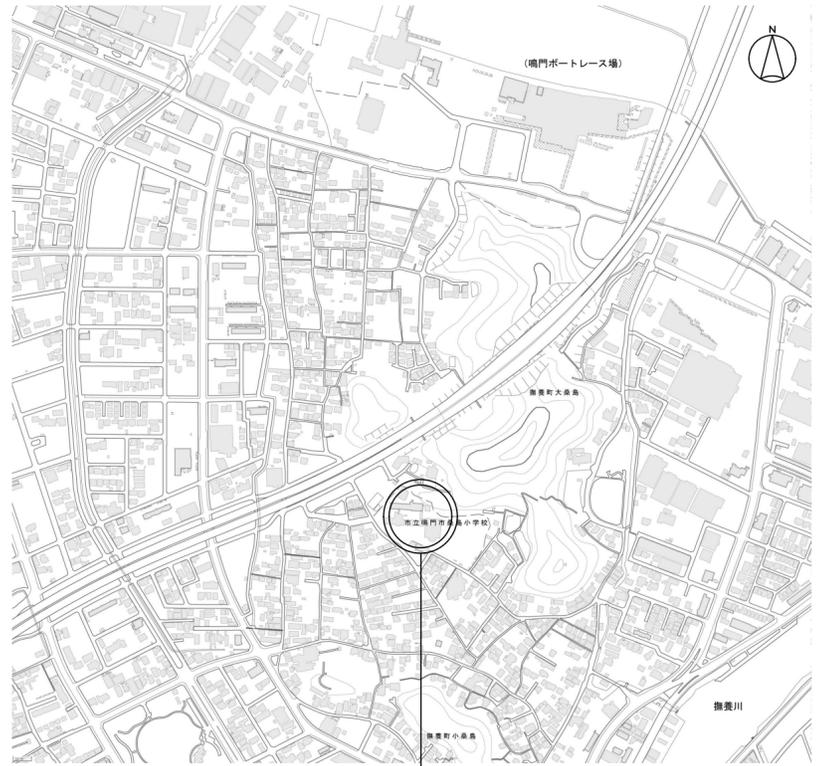
訂正			株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大庭登録第164276号 中野 和敬	作成 .	承認 .	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事	設計No.	図面No. A-03
				発行 .		図面名称 建築工事特記仕様書(3)	整理No. -	実施設計図

章 項目	特記事項	章 項目	特記事項	章 項目	特記事項																																																																																							
6章 内装改修工事	⑥ せつこうボードその他ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せつこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>壁</td> <td>突付け</td> <td>12.5</td> <td>準不燃</td> <td>改仕様6.13.3(b)</td> <td>LGS</td> <td>GB-R, GB-S</td> </tr> <tr> <td>化粧せつこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付け</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td>改仕様6.13.3(b)</td> <td>LGS</td> <td>GB-D</td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通合板 農林省告示第233号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	せつこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付け	12.5	準不燃	改仕様6.13.3(b)	LGS	GB-R, GB-S	化粧せつこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	準不燃	改仕様6.13.3(b)	LGS	GB-D	けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品								普通合板 農林省告示第233号								8章 躯体改修工事	1. 鉄筋工事 ① 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A</td> <td>D10, D13</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状： 寸法：150 径：6φ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, D13	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法：150 径：6φ		8章 躯体改修工事	11. コンクリート工事 ① 一般事項	<p>◎コンクリートの種別</p> <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) Ⅱ類 (JIS A 5308への適合したコンクリート) <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th> <th>調査管理強度 Fm (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積質量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>15</td> <td>有</td> <td></td> <td></td> <td>開口塞ぎ 有筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td>1階土間</td> </tr> <tr> <td>軽量</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>2類</td> <td></td> <td>床かさ上げ部</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調査管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 第三者試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調査管理強度 Fm (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積質量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21+S	15	有			開口塞ぎ 有筋コンクリート	普通	18	21	15	無			1階土間	軽量	18	18	15	無	2類		床かさ上げ部
	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																																																																																				
せつこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付け	12.5	準不燃	改仕様6.13.3(b)	LGS	GB-R, GB-S																																																																																					
化粧せつこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	準不燃	改仕様6.13.3(b)	LGS	GB-D																																																																																					
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品																																																																																												
普通合板 農林省告示第233号																																																																																												
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																																																																									
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, D13																																																																																									
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法：150 径：6φ																																																																																										
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調査管理強度 Fm (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積質量 (t/m ³)	適用箇所																																																																																					
普通	21	21+S	15	有			開口塞ぎ 有筋コンクリート																																																																																					
普通	18	21	15	無			1階土間																																																																																					
軽量	18	18	15	無	2類		床かさ上げ部																																																																																					
⑦ モルタル塗り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上げの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長尺シート床</td> <td>金こて</td> <td></td> <td>無</td> <td>接着剤貼り</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎目地の位置及び寸法は図示による。</p> <p>◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。</p>	施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考	長尺シート床	金こて		無	接着剤貼り	② 材料試験	◎材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。	② コンクリートの仕上がり	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、																																																																													
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																																																								
長尺シート床	金こて		無	接着剤貼り																																																																																								
⑧ 接着剤	◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	③ 加工及び組立て	◎主要構造部の配筋は、コンクリート打ちに先立ち、監督員の検査を受ける。 ◎鉄筋の継手は(重ね継手、ガス圧接継手、特殊継手)とする。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。 ◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。	③ 普通コンクリート	◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は (A・B・C) 種とする。 ◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)とする。																																																																																							
⑨ 表示	◎ビッド 7mm板 厚5 150*150 インクジェットシート 平付型 (男子便所, 女子便所)	④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節-基礎及び基礎梁の配筋] ~ [7節-梁貫通孔その他配筋] による。	④ あと施工アンカー工事	◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa2O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種]、もしくは湿和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。																																																																																							
7章 塗装改修工事	① 一般事項	⑤ 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込み先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。		◎骨材は、標仕6.3.1 (2) による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(=できる・できない)。 ◎細骨材に含まれる塩化量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎構造体コンクリートの調査管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值(S)は、改標仕 表8.2.4によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。 ◎コンクリート中の塩化量は、0.30kg/m ³ 以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 ◎Ⅰ類のコンクリートは試験りを(行わず・行わない)。 ◎Ⅱ類のコンクリートは試験りを(行う・行わない)。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎工事に先立ち、レディミクストコンクリート工場を選定し、監督職員の承諾を得る。																																																																																							
② つやあり合成樹脂エマルジョン塗料(EP-G)	◎防火材料又は建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。				◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。 ◎施工確認試験を(行う・行わない)。確認強度() kN ◎あと施工アンカーは(金属系アンカー・接着系アンカー)とする。 ・金属系アンカー (差筋アンカーD10)																																																																																							
③ 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部(改修部)</td> <td>B種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄部(新規)</td> <td>B種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	備考	木部(改修部)	B種			区分	種別	下地調整	備考	鉄部(新規)	B種																																																																													
区分	種別	下地調整	備考																																																																																									
木部(改修部)	B種																																																																																											
区分	種別	下地調整	備考																																																																																									
鉄部(新規)	B種																																																																																											

訂正			株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬	作成 .	承認	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事	設計No.	図面No. A-04
				発行 .		図面名称 建築工事特記仕様書(4)	整理No.	実施設計図



付近見取図

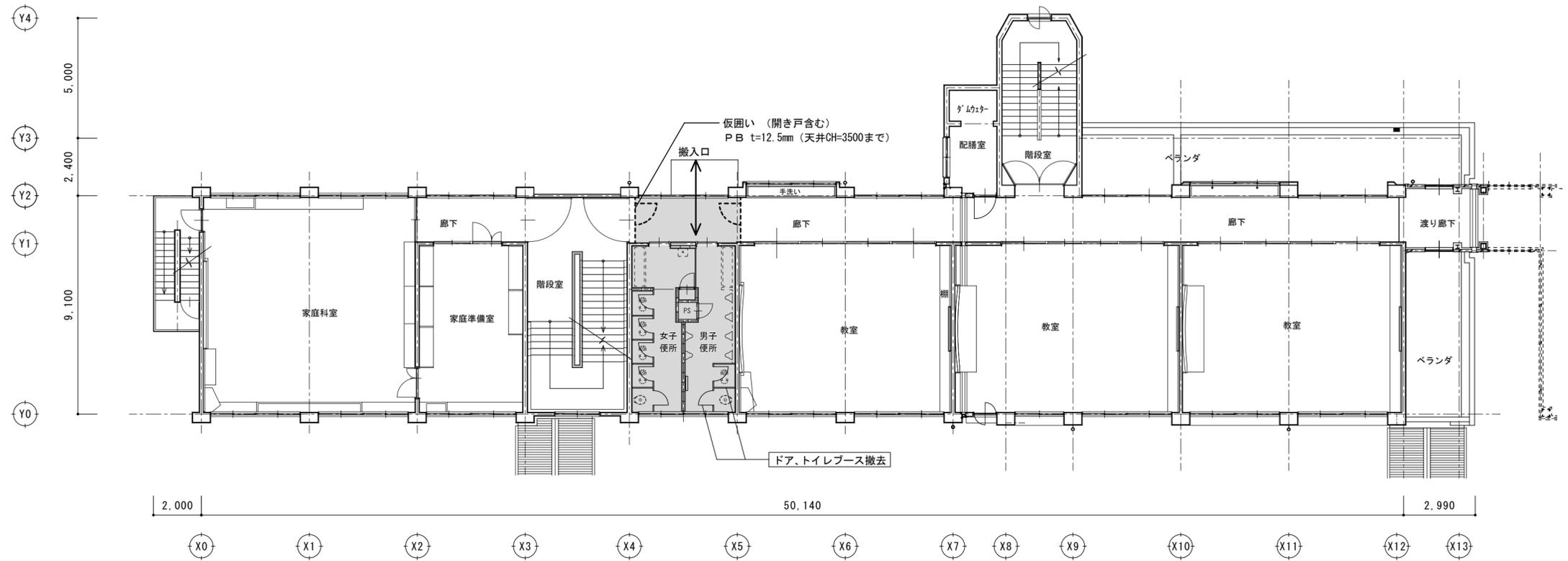


工事場所：鳴門市桑島小学校
鳴門市撫養町大桑島与三左谷 6

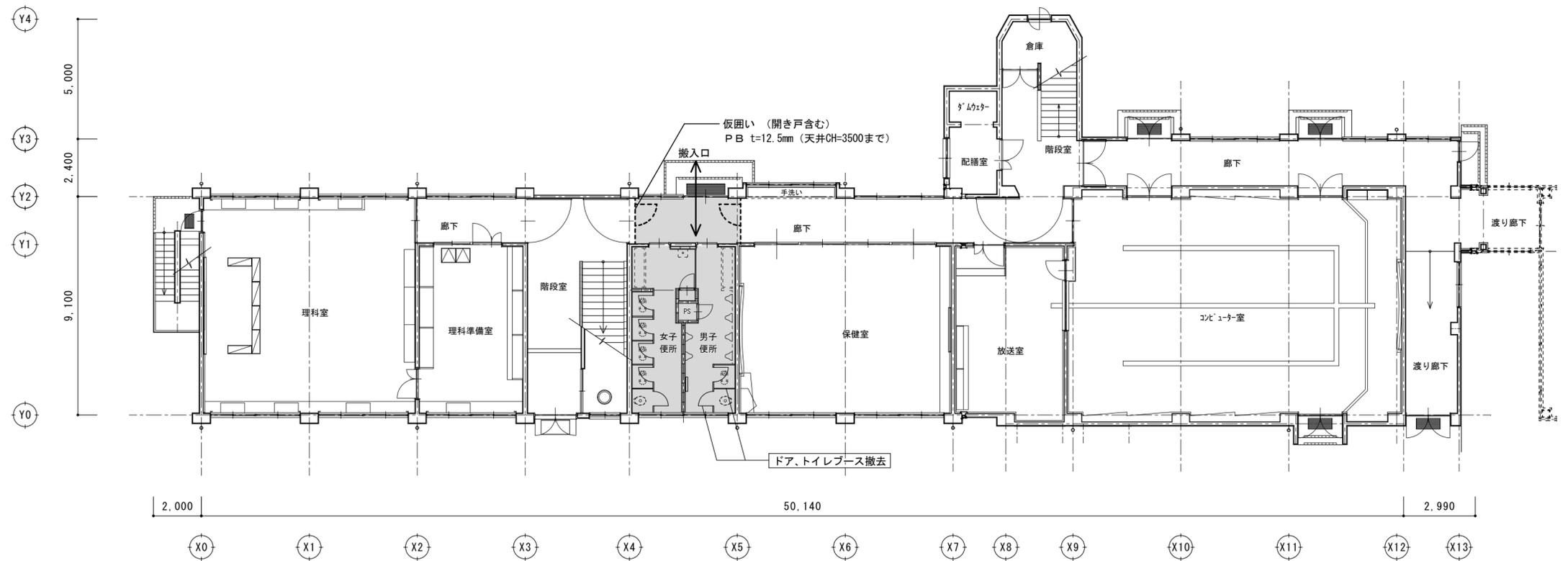
配置図

▲：生徒及び職員の出入り口

訂正	株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬				作成	承認	工事名称	設計No.	図面No. A-05 実施設計図
					発行		鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事 付近見取図・配置図	図面名称	
								整理No.	1:500



2階 平面図



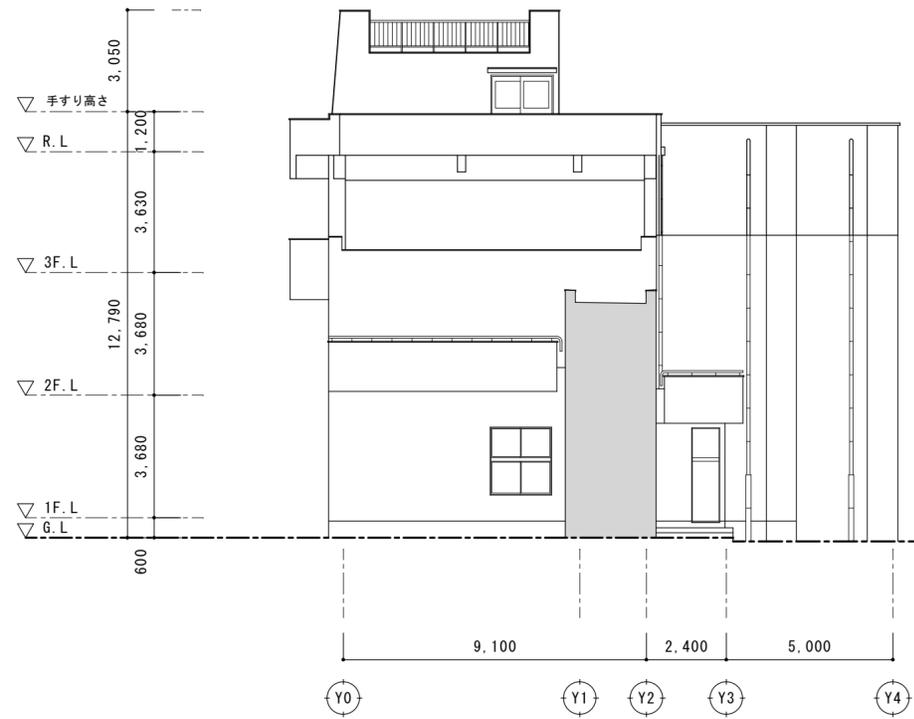
1階 平面図

特記事項

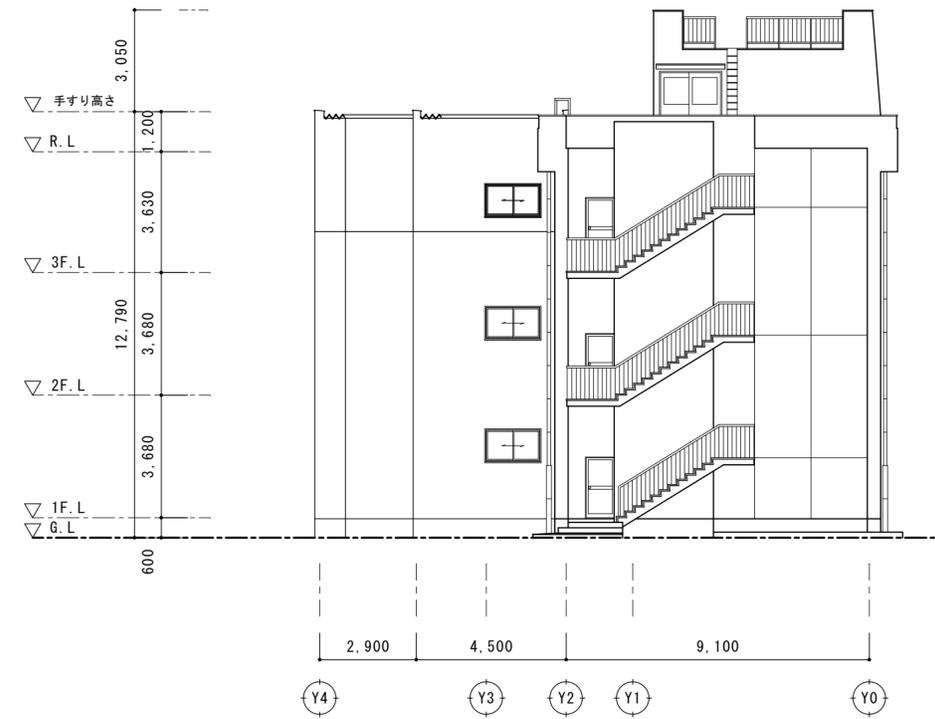
- ①: 仮囲いのボードジョイント及び床、天井の隙間は、テープ及びシーリングにて塞ぎホコリ対策を行う事
- ②: 仮囲いの建具には、非常開放サムターンを設け、緊急時安全に避難できるよう解錠方法などを掲示し、関係者に周知する事

■ 工事対象範囲を示す

訂正	株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬			作成 ● ●	承認	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事	設計No.	A-08 実施設計図
				発行 ● ●		図面名称 北棟 平面図(1)	縮尺 1:150	

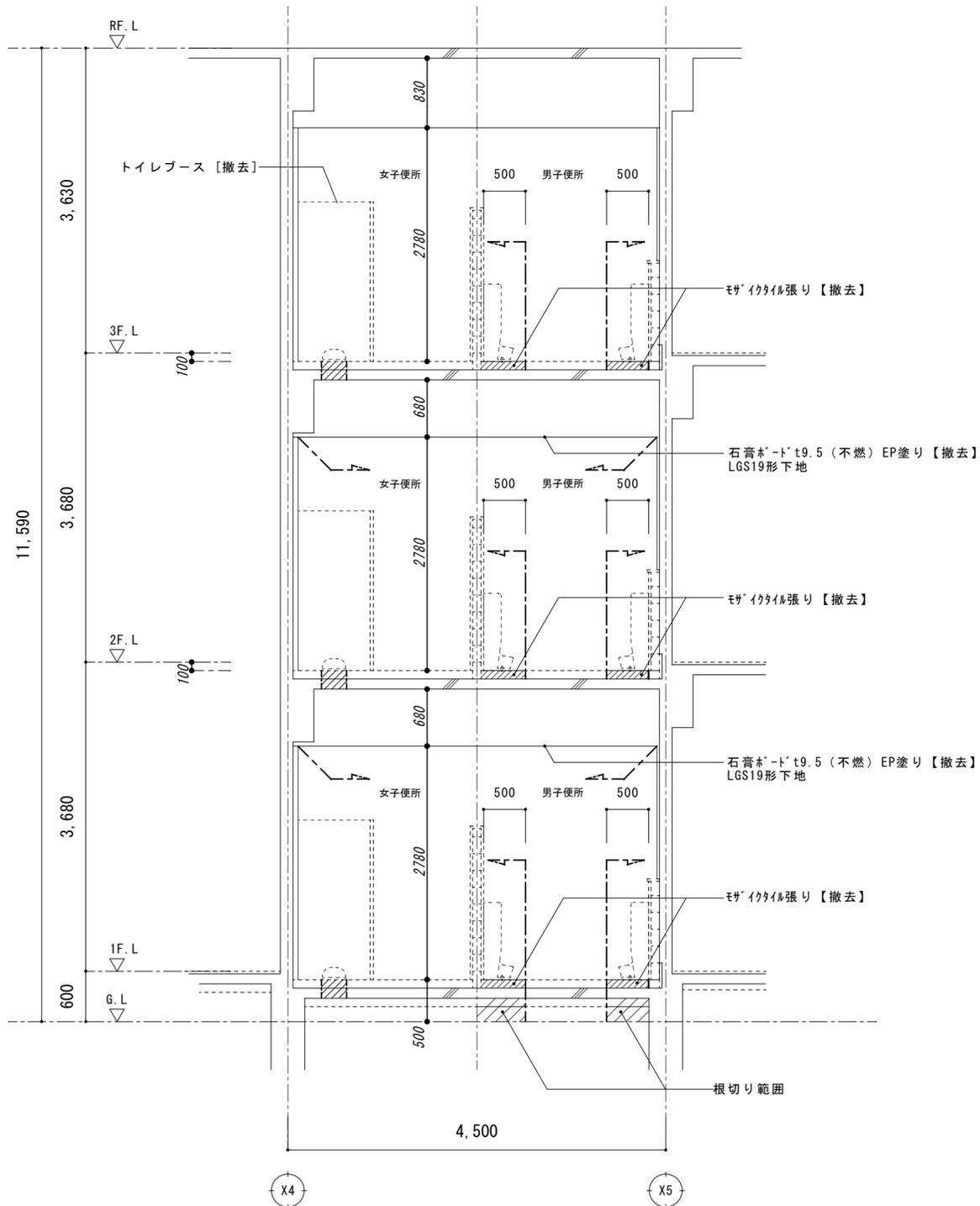


東立面図

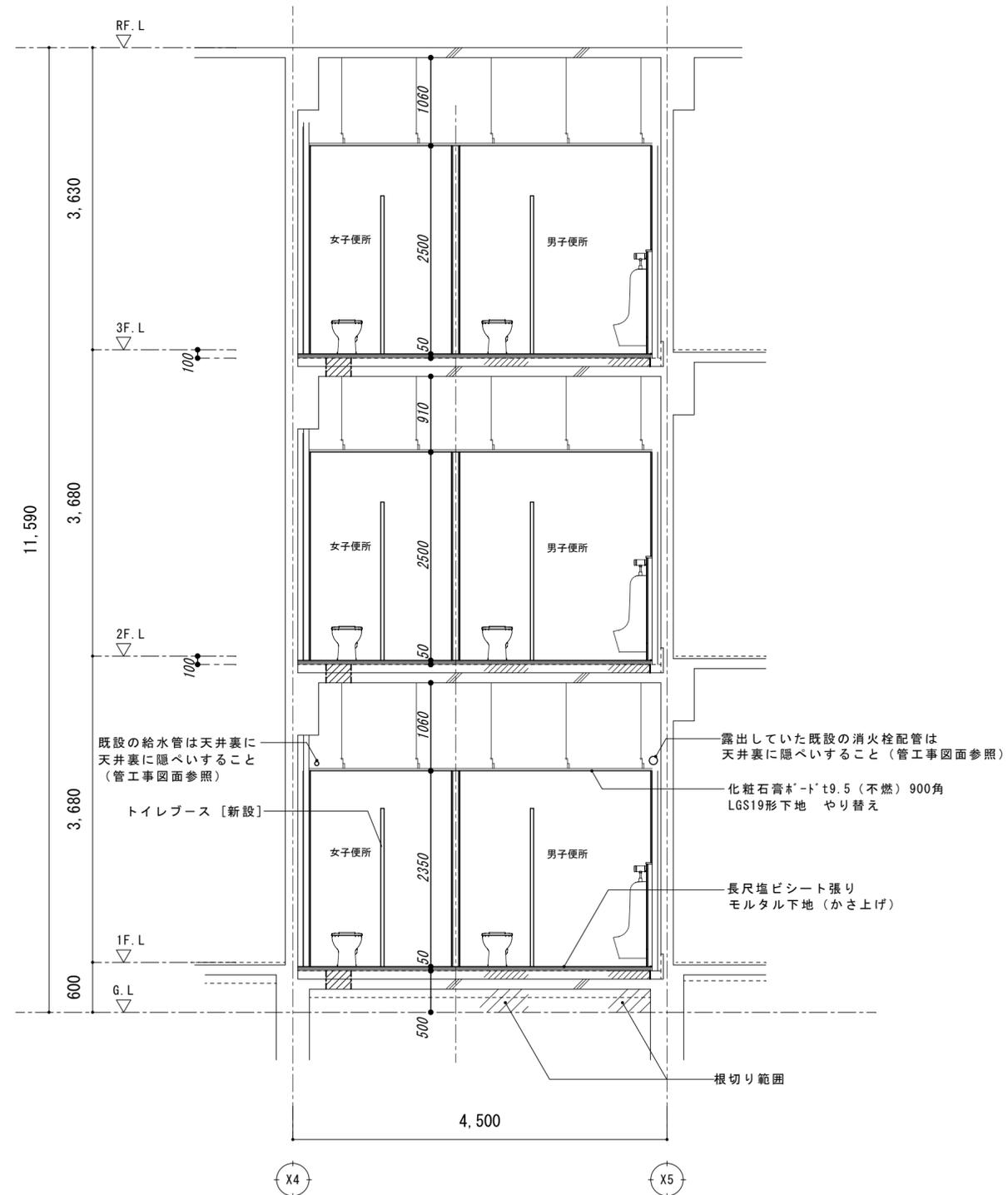


西立面図

訂正		株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬	作成	承認	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事	設計No.	図面No. A-11
			発行			図面名称 北棟 立面図(2)	
					縮尺 1:150		実施設計図



改修前 便所廻り 断面詳細図 S=1/50

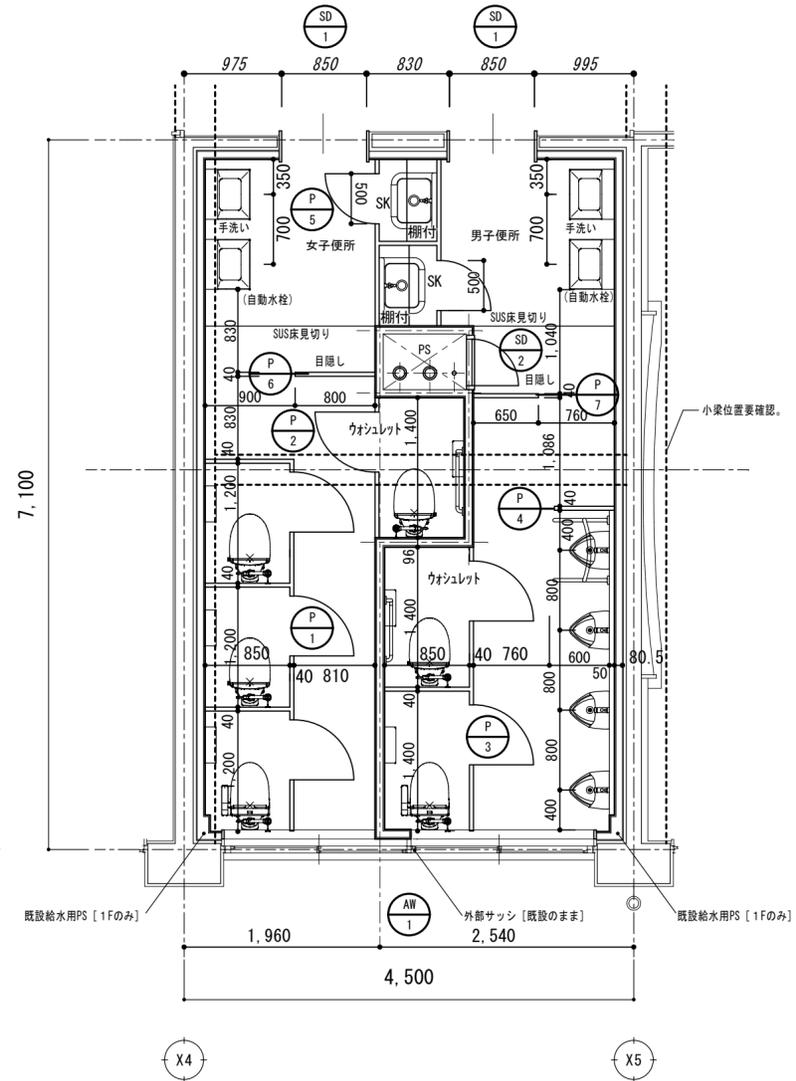
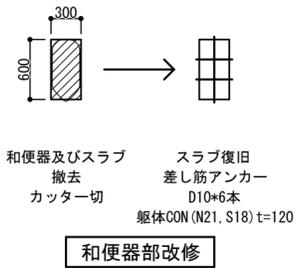
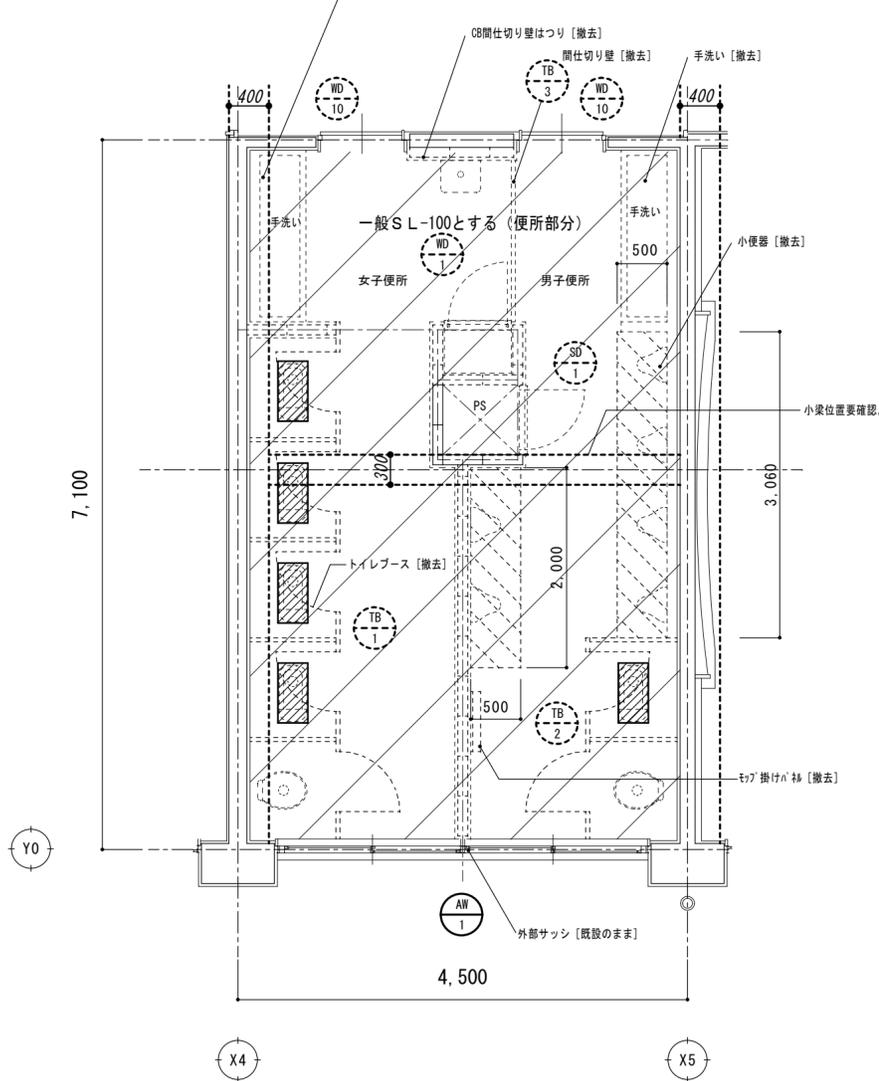


改修後 便所廻り 断面詳細図 S=1/50

訂正	株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬			作成	承認	工事名称	鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事	設計No.	A-12 実施設計図
				発行		図面名称	改修前後 便所断面図	縮尺	



手洗いの水栓は取り外した後、校舎内の指示する箇所に移設（保管）すること。



改修前 1階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

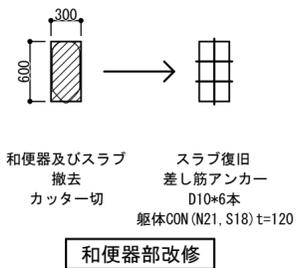
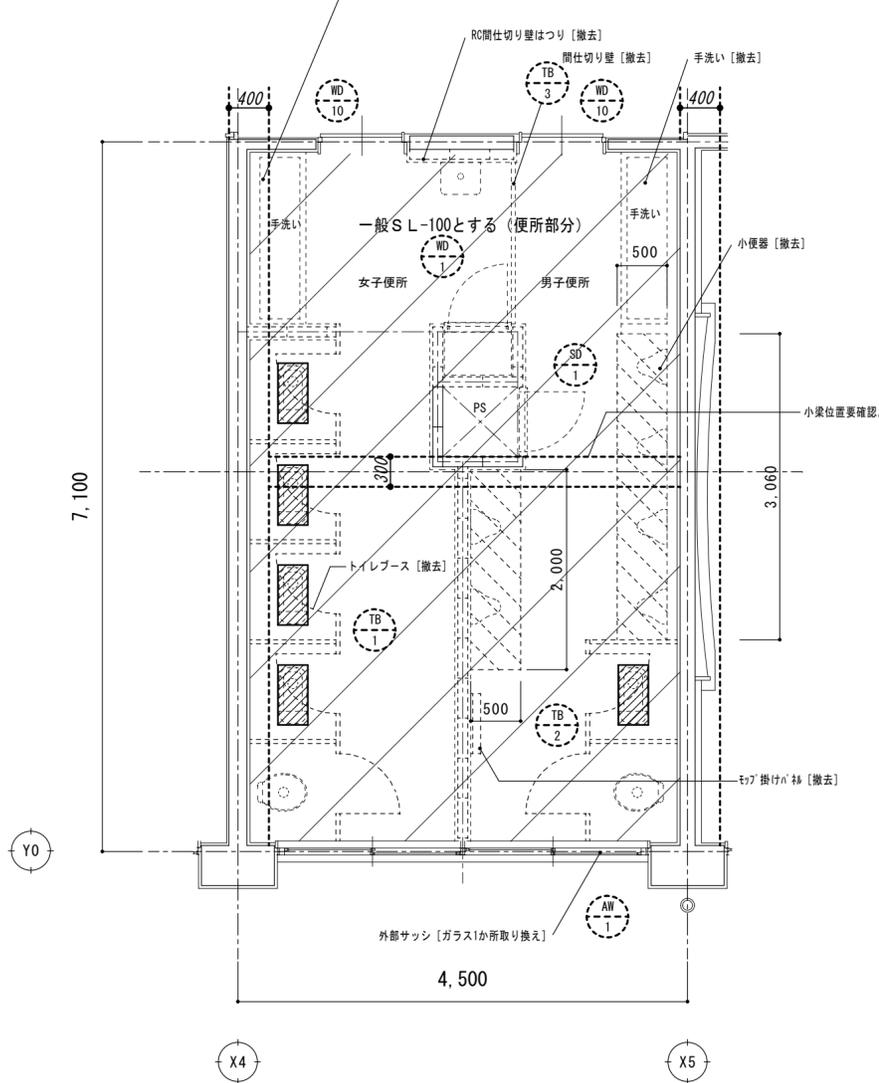
改修後 1階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

	大便器	小便器	手洗い	SK (+掃除道具)	幼児用
男子便所	2	4	2	1 (+1)	0
女子便所	4	0	2	1 (+1)	0

訂正	株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬				作成	承認	工事名称	鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事	設計No.	A-13 実施設計図
					発行		図面名称	改修前後 1階便所平面詳細図	縮尺	



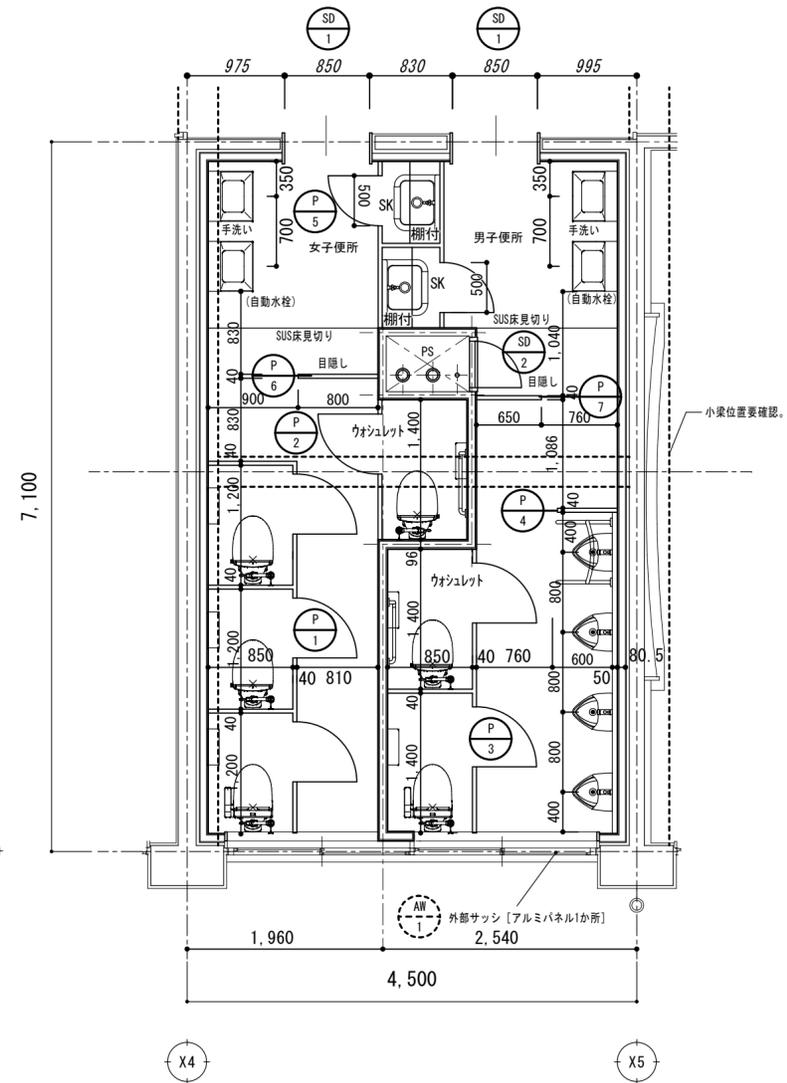
手洗いの水栓は取り外した後、校舎内の指示する箇所に移設（保管）すること。



和便器及びスラブ
撤去
カッター切

スラブ復旧
差し筋アンカー
D10×6本
躯体CON (N21, S18) t=120

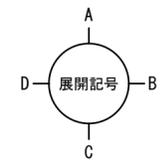
和便器部改修



内装仕上
撤去範囲

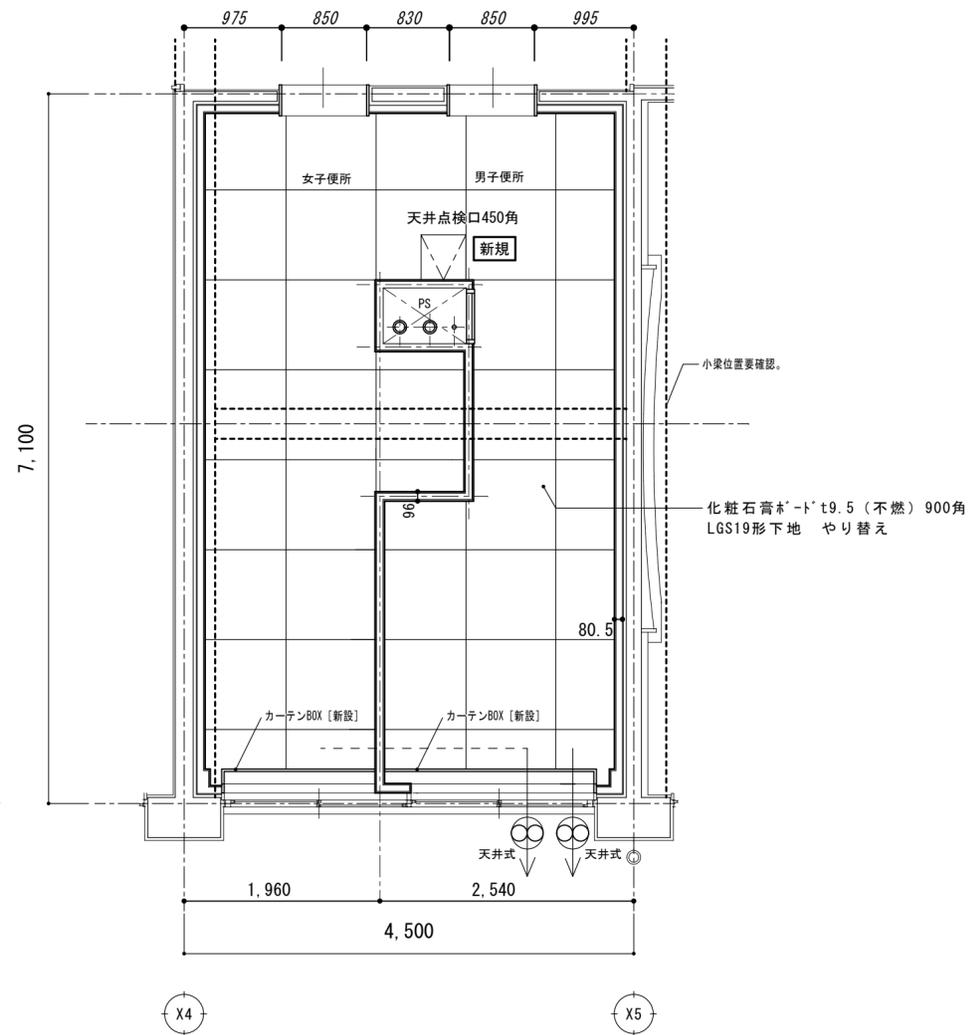
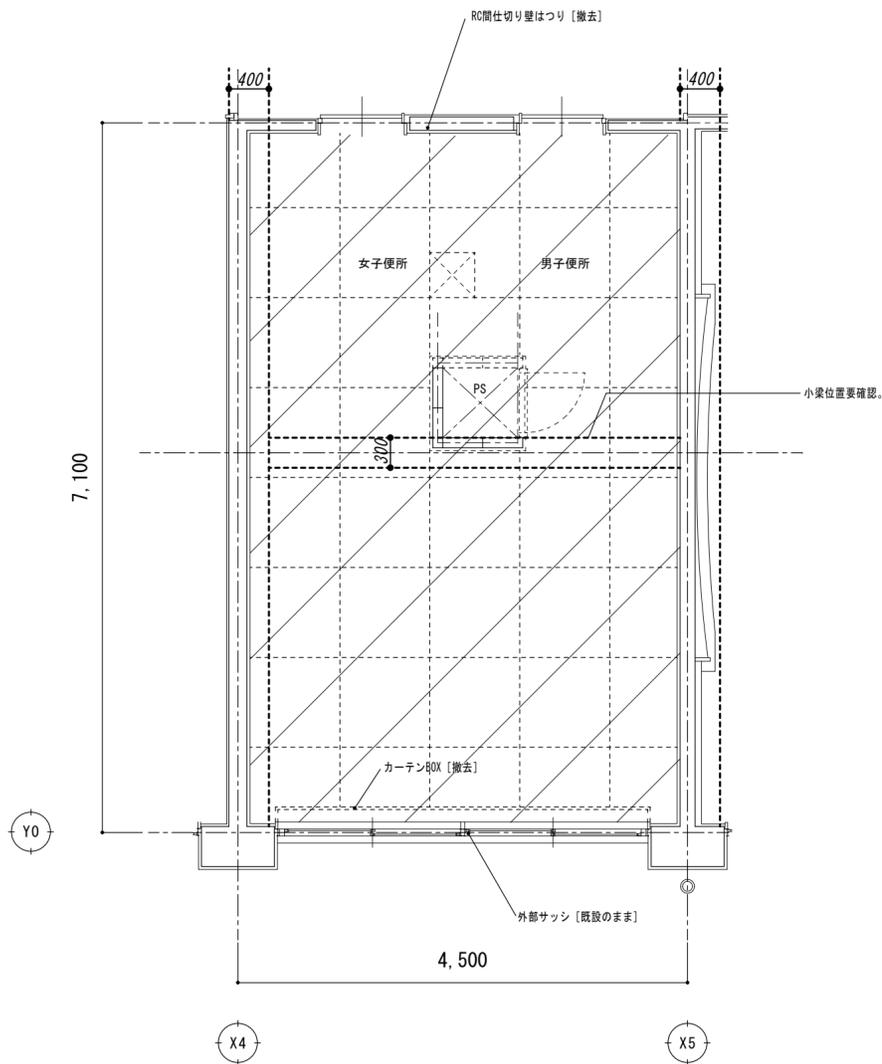
改修前 2～3階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

改修後 2～3階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

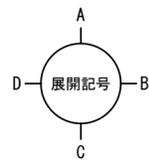


	大便器	小便器	手洗い	SK (+掃除道具)	幼児用
男子便所	2	4	2	1 (+1)	0
女子便所	4	0	2	1 (+1)	0

訂正	作成	承認	工事名称	設計No.	図面No.
	発行		鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事		
	株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬		図面名称	縮尺	実施設計図
			改修前後 2～3階便所平面詳細図	1:50	

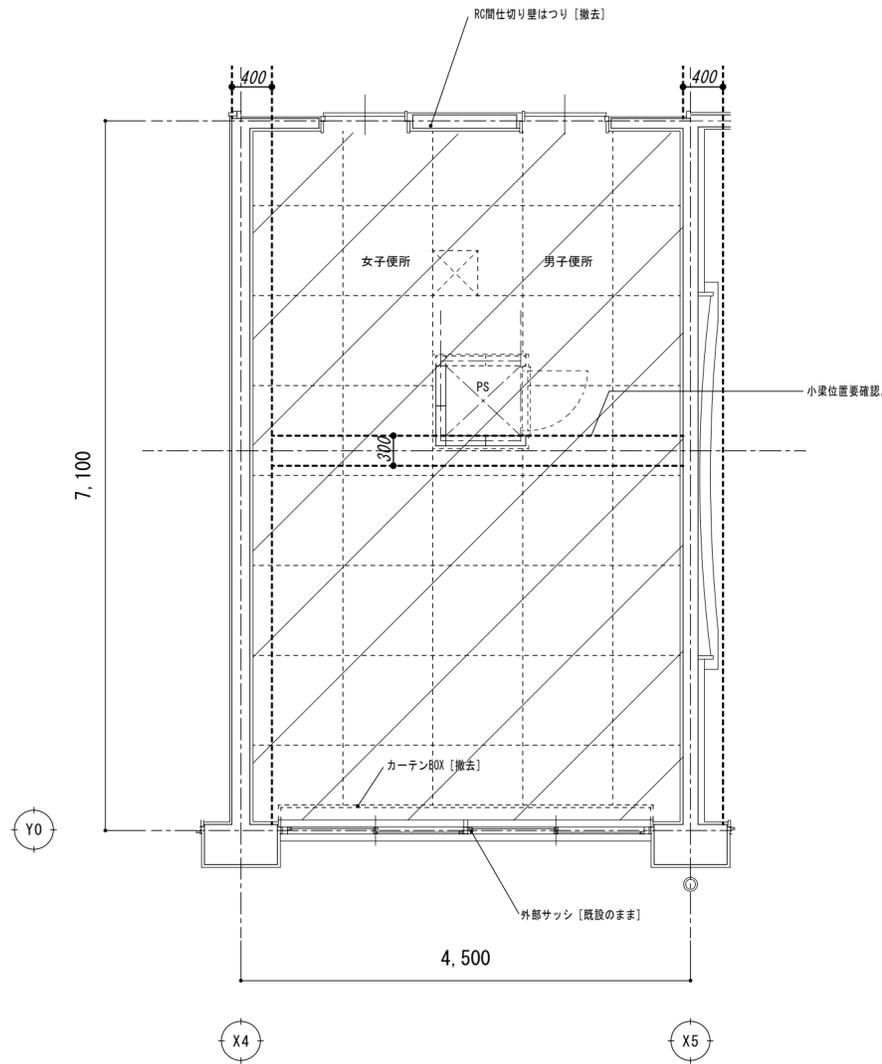


改修前 1階便所廻り 天井伏図 S=1/50

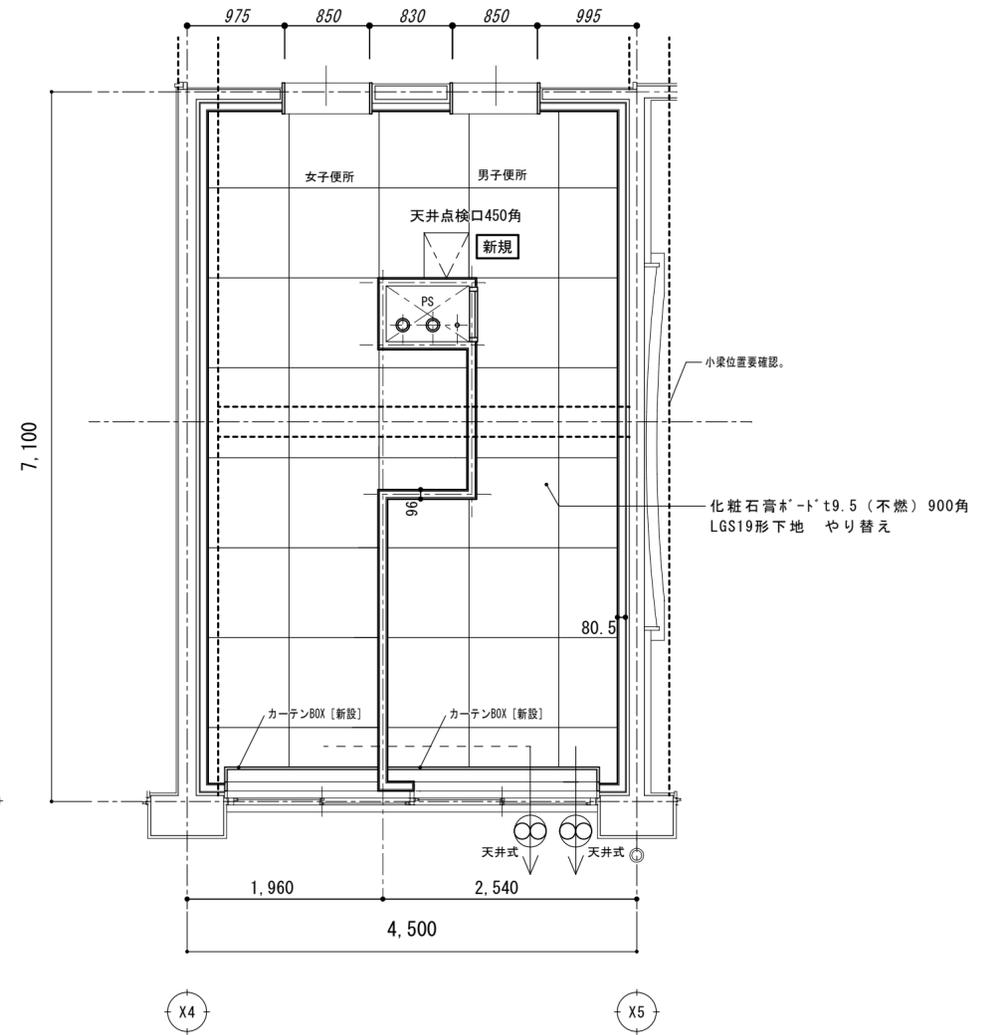


改修後 1階便所廻り 天井伏図 S=1/50

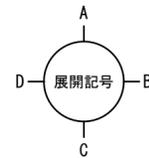
訂正	株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬				作成	承認	工事名称	鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事	設計No.	A-15 実施設計図
					発行		図面名称	改修前後 1階便所天井伏図	縮尺	



改修前 2～3階便所廻り 天井伏図 S=1/50



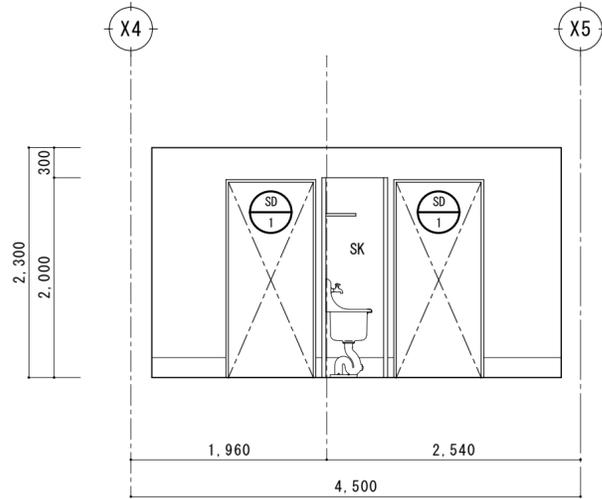
改修後 2～3階便所廻り 天井伏図 S=1/50



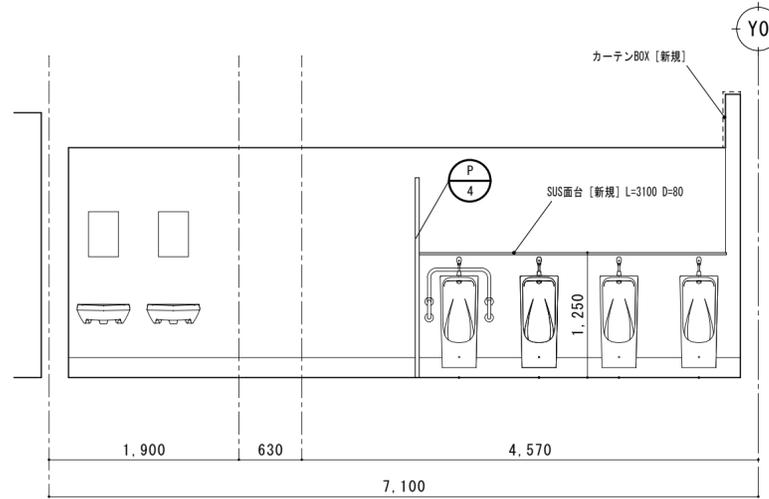
訂正					株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬	作成	承認	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事	設計No.	図面No. A-16
						発行			図面名称 改修前後 2～3階便所天井伏図	

記号	型式	① P プース 新規	② P プース 新規	③ P プース 新規	④ P プース 新規	⑤ P プース 新規	⑥ P プース 新規	⑦ P プース 新規
姿図								
枠 (見込)		(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)
材料		メラミン合板フラッシュ	メラミン合板フラッシュ	メラミン合板フラッシュ	メラミン合板フラッシュ	メラミン合板フラッシュ	メラミン合板フラッシュ	メラミン合板フラッシュ
ガラス		-	-	-	-	-	-	-
付属金物		ラバトリーヒンジ、頭ツナギ: アルミ 表示錠、取手、巾木: SUS、面付丁番 その他金物一式	ラバトリーヒンジ、頭ツナギ: アルミ 表示錠、取手、巾木: SUS、面付丁番 その他金物一式	ラバトリーヒンジ、頭ツナギ: アルミ 表示錠、取手、巾木: SUS、面付丁番 その他金物一式	頭ツナギ: アルミ 巾木: SUS その他金物一式	ラバトリーヒンジ、頭ツナギ: アルミ 表示錠、取手、巾木: SUS、面付丁番 その他金物一式	頭ツナギ: アルミ 巾木: SUS その他金物一式	頭ツナギ: アルミ 巾木: SUS その他金物一式
備考		3箇所 (北棟1, 2, 3階)	3箇所 (北棟1, 2, 3階)	3箇所 (北棟1, 2, 3階)	3箇所 (北棟1, 2, 3階)	3箇所 (北棟1, 2, 3階)	3箇所 (北棟1, 2, 3階)	3箇所 (北棟1, 2, 3階)
記号	型式	① AW アルミパネル 新規	① SD 三方枠 新規	② SD PS建具 新規				
姿図								
枠 (見込)		70	300 (25)	80 (25)				
材料		陽極酸化皮膜	鋼製 焼付塗装	鋼製 焼付塗装				
ガラス		5mm強化ガラス						
付属金物		ロック付きクレセント、サブロック トレ部は、間仕切りハ 補付き (3箇所)						
備考		3箇所 (北棟1, 2, 3階)	6箇所 (北棟1, 2, 3階)	3箇所 (北棟1, 2, 3階)				
記号	型式							
姿図								
見込								
材料								
ガラス								
付属金物								
備考								

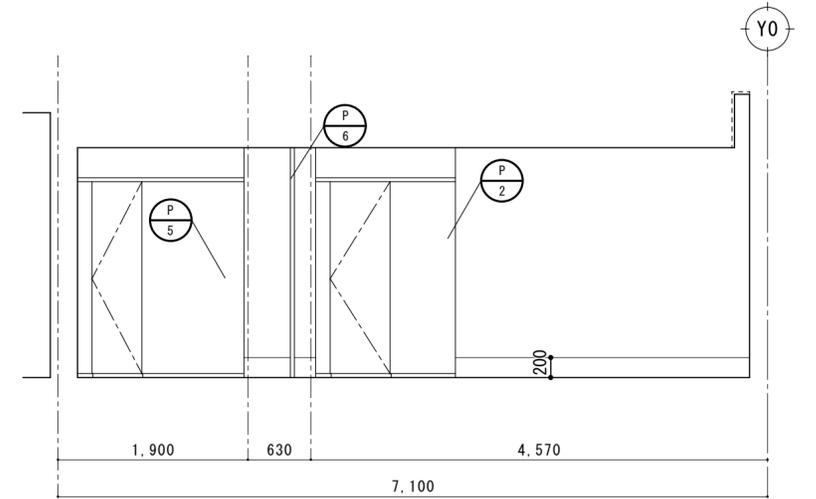
訂正						株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏	作成 ● ●	承認	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事	設計No.	図面No. A-18
							発行 ● ●		図面名称 改修後 便所 建具表	縮尺 1:100	整理No. 実施設計図



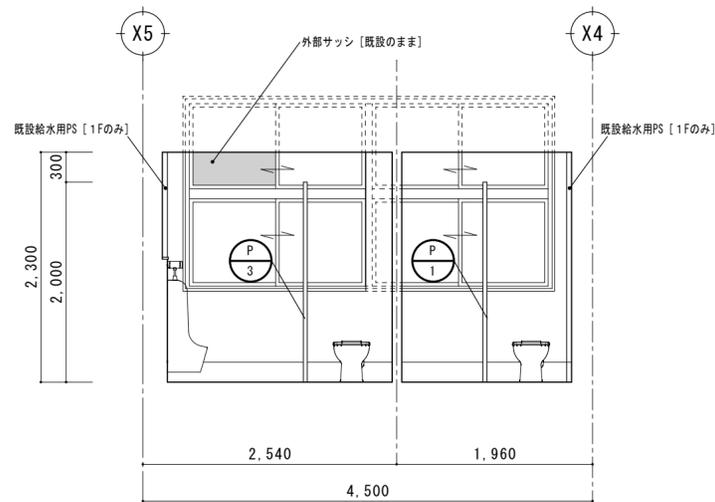
男子・女子便所 A面展開図



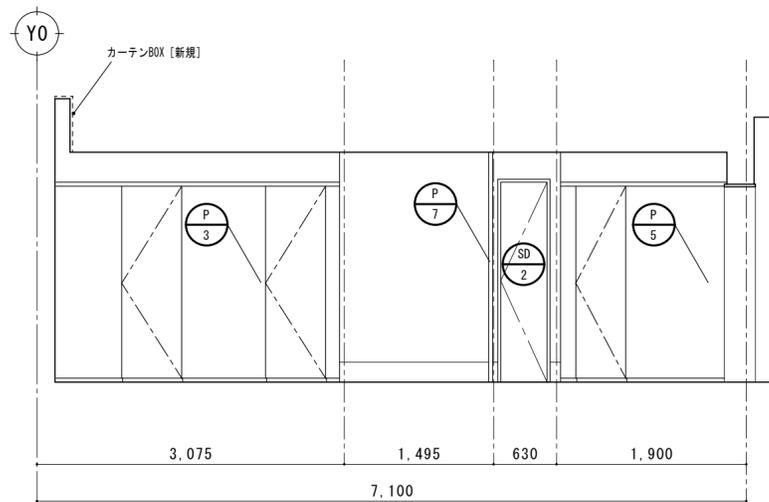
男子便所 B面展開図



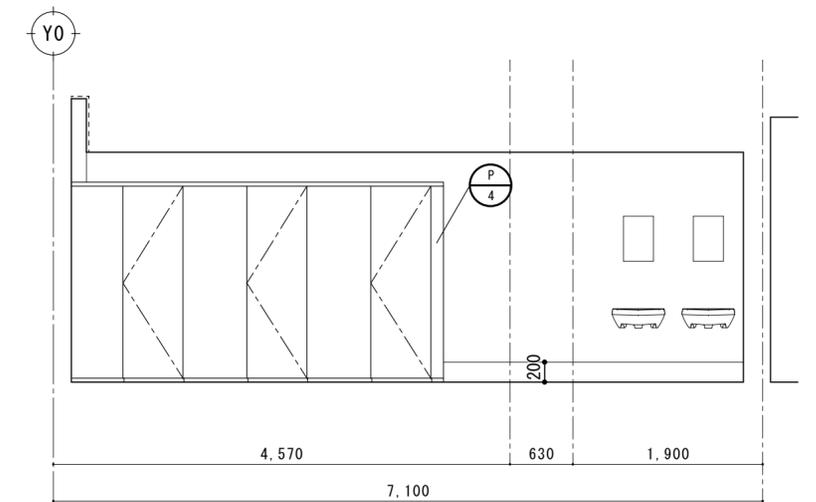
女子便所 B面展開図



男子・女子便所 C面展開図

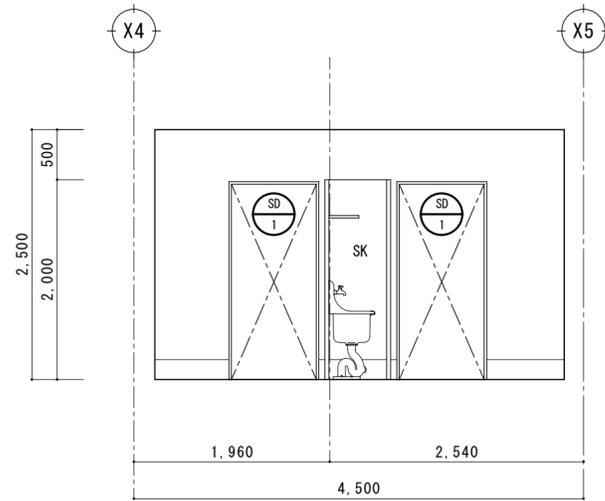


男子便所 D面展開図

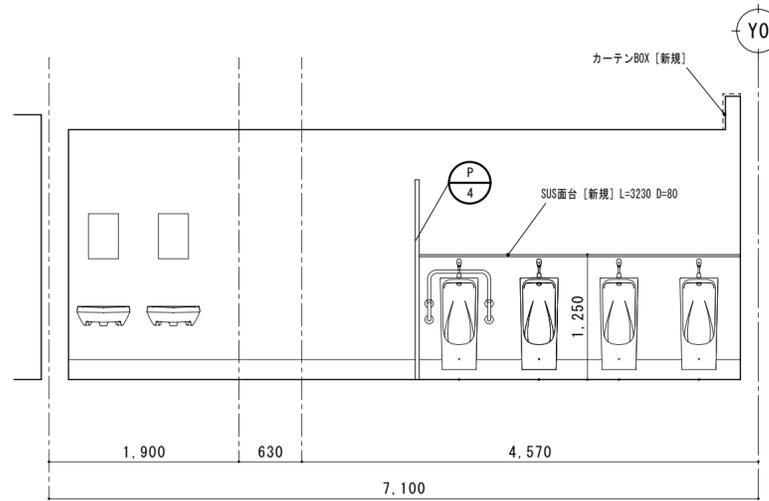


女子便所 D面展開図

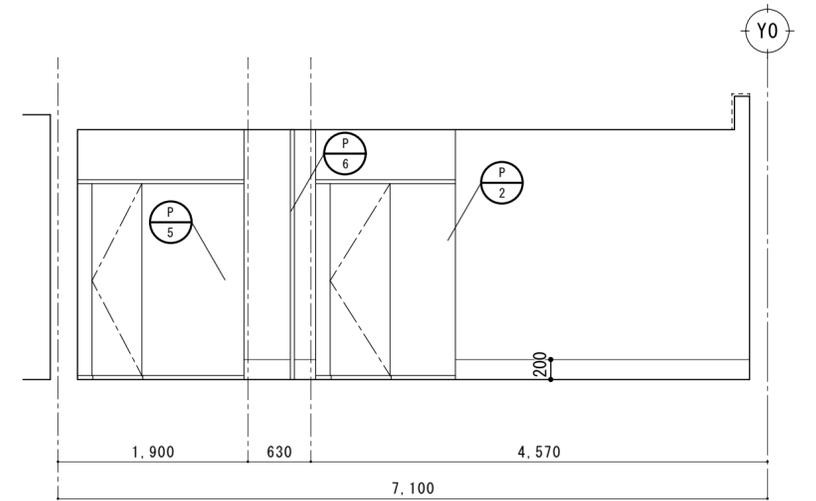
訂正	作成	承認	工事名称	設計No.	図面No.
	発行		鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事		
			図面名称	縮尺	A-19 実施設計図
			改修後 展開図(1)	1:50	



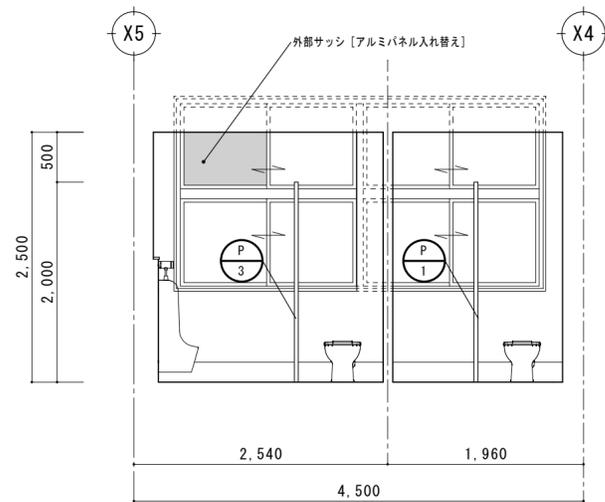
男子・女子便所 A面展開図



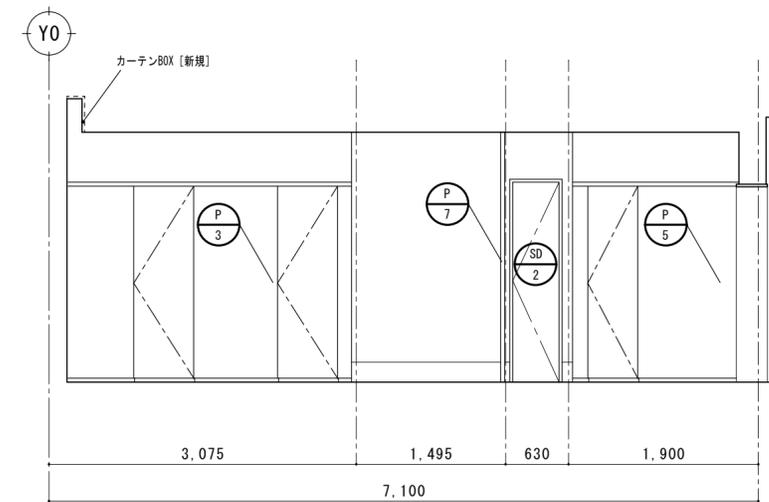
男子便所 B面展開図



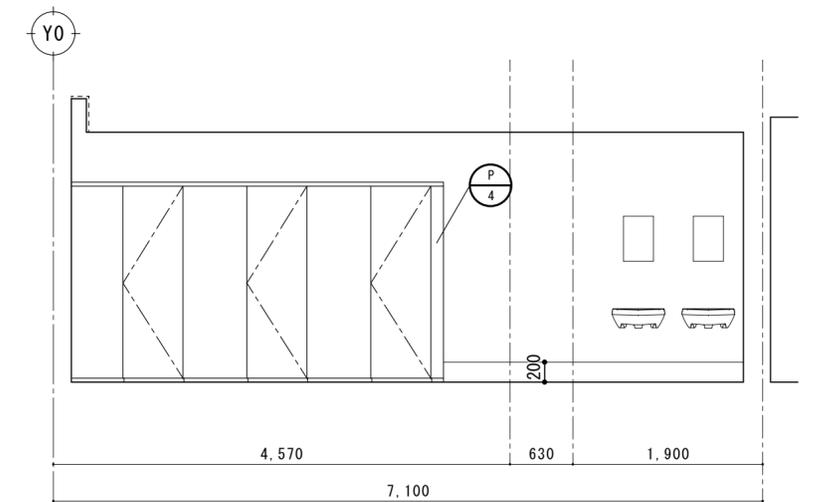
女子便所 B面展開図



男子・女子便所 C面展開図

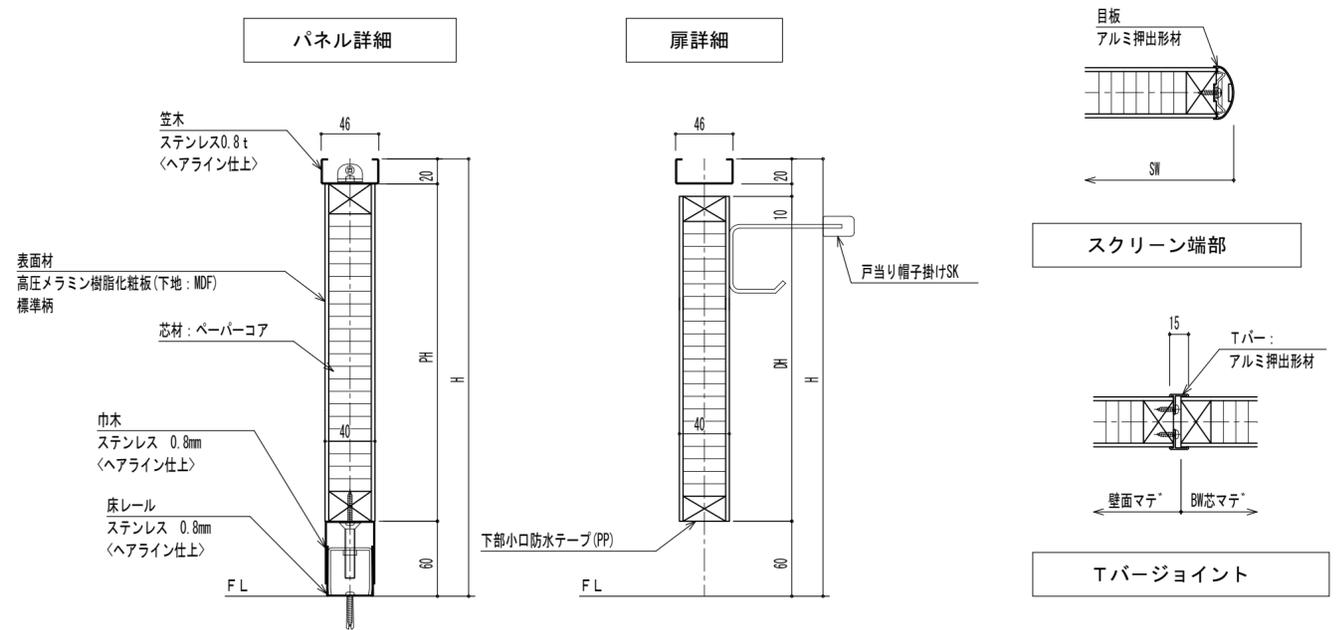


男子便所 D面展開図



女子便所 D面展開図

訂正					株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬	作成	承認	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事	設計No.	図面No. A-20
						発行			図面名称 改修後 展開図(2)	

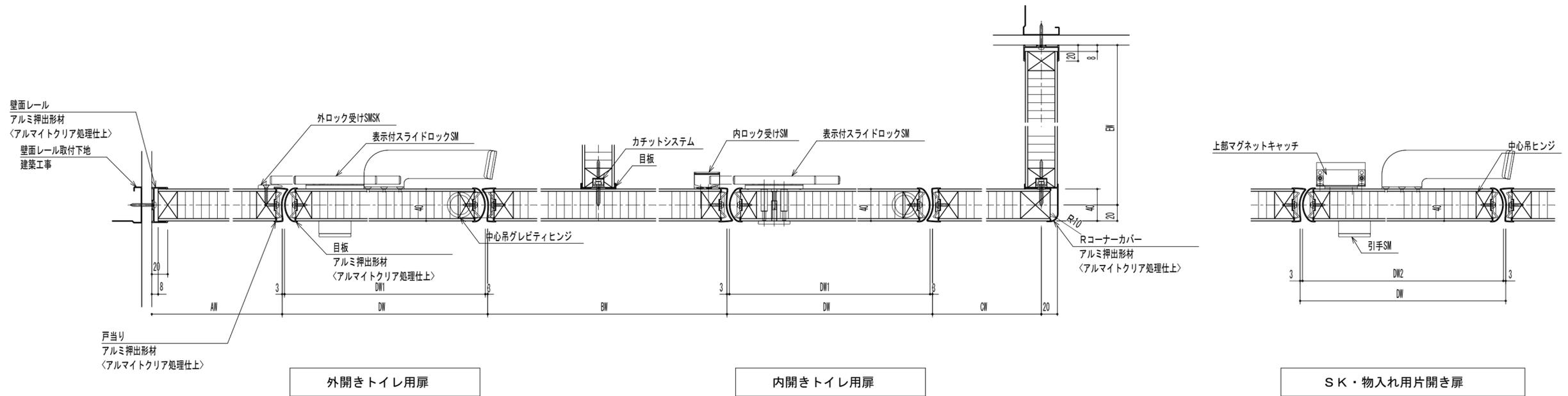


◇仕様表 (南校舎TBと同製品) (小松ウオール サニティTB-GPRタイプ 同等品)

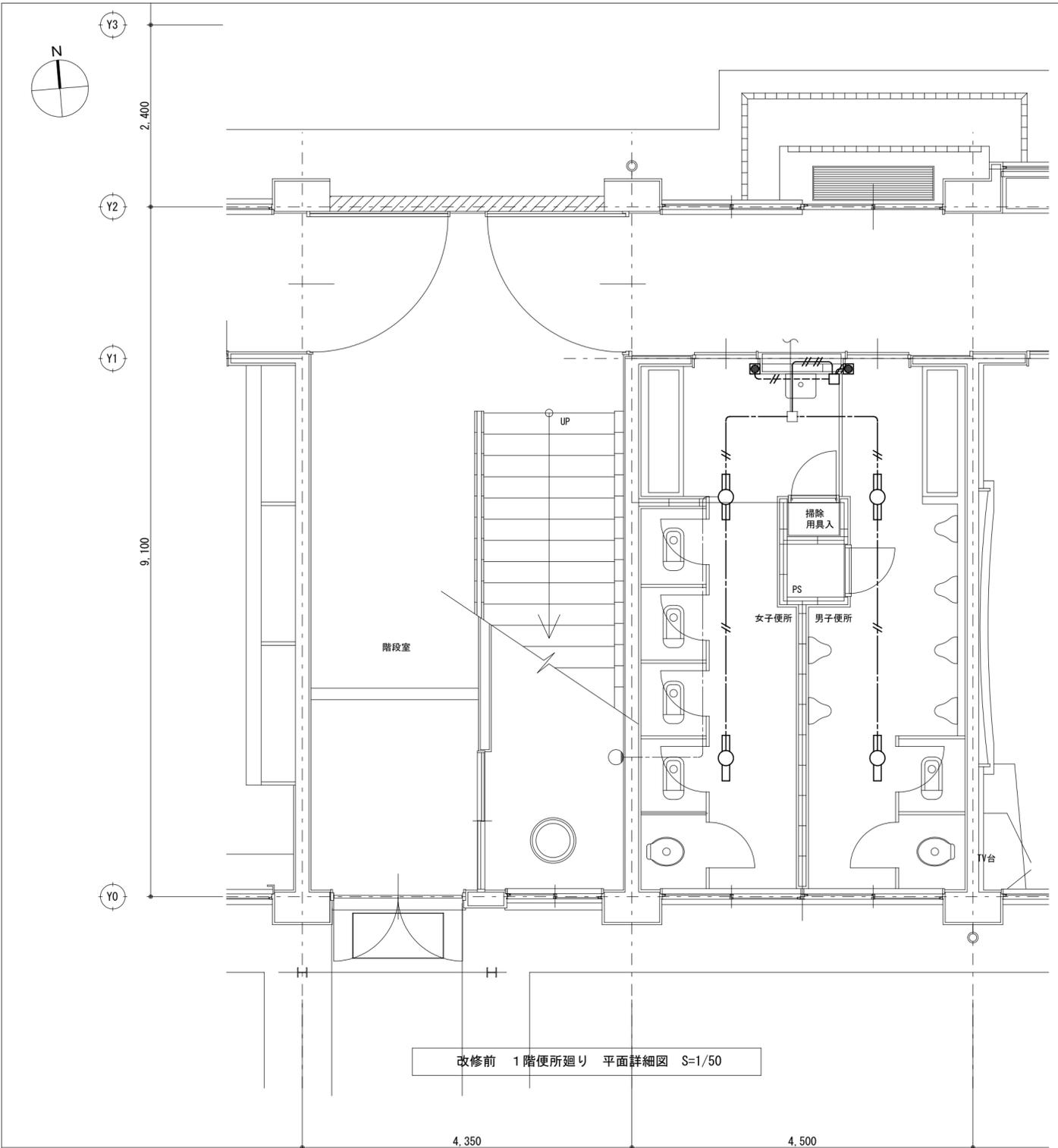
項目	部材	材 料 (板厚mm)
パネル	パネル表面材	高圧メラミン樹脂化粧板(下地:MDF) 標準:木目柄含む。
	芯材	ベーパーコア
	目板/戸当り	アルミ押出形材 <アルマイトクリア処理仕上>
付属品	巾木/床レール	ステンレス 0.8mm <ヘアライン仕上>
	笠木	ステンレス0.8t <ヘアライン仕上>
	壁面レール/コーナーカバー	アルミ押出形材 <アルマイトクリア処理仕上>
	ヒンジ	中心吊グレビティヒンジ/中心吊ヒンジ
	ロック	表示付スライドロックSM
	その他金物	戸当り帽子掛けSK

※高圧メラミン樹脂化粧板の木目柄は、2.0柄以上から選択できること。

巾木調整範囲: 巾木H-10~巾木H+15



訂正	株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬			作成	承認	工事名称	鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事	設計No.	A-22
				発行		図面名称	雑詳細図(2)	縮尺	



注記

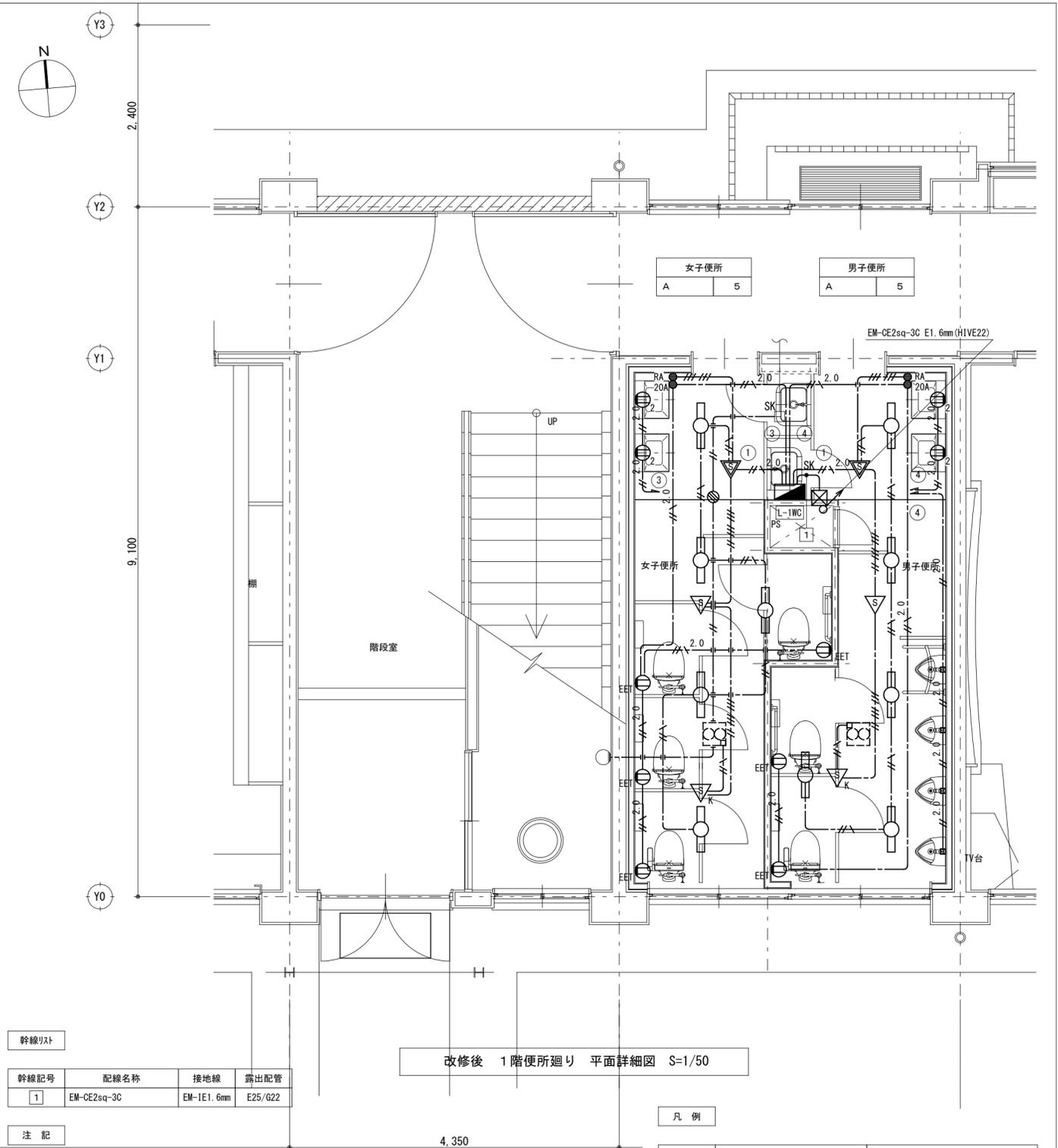
- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
- 特記なき配管配線は撤去を示す。但し埋設配管は既設残置とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

----- 二重天井内こがし配線
 ----- 天井隠ぺい配管配線
 ----- 露出配管配線

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
EM-EEF1.6-2C		PF22	MMA
EM-EEF1.6mm-2Cx2		PF22	MMA

凡例

記号	名称	仕様
○	天井付へ-スイッチ	FL20W-1
●	壁付タプルスイッチ	1P15Ax1
■	壁付タプルスイッチ	1P15Ax1 MMA共
□	スイッチボックス	MMA



幹線リスト

幹線記号	配線名称	接地線	露出配管
1	EM-CE2sq-3C	EM-1E1.6mm	E25/G22

注記

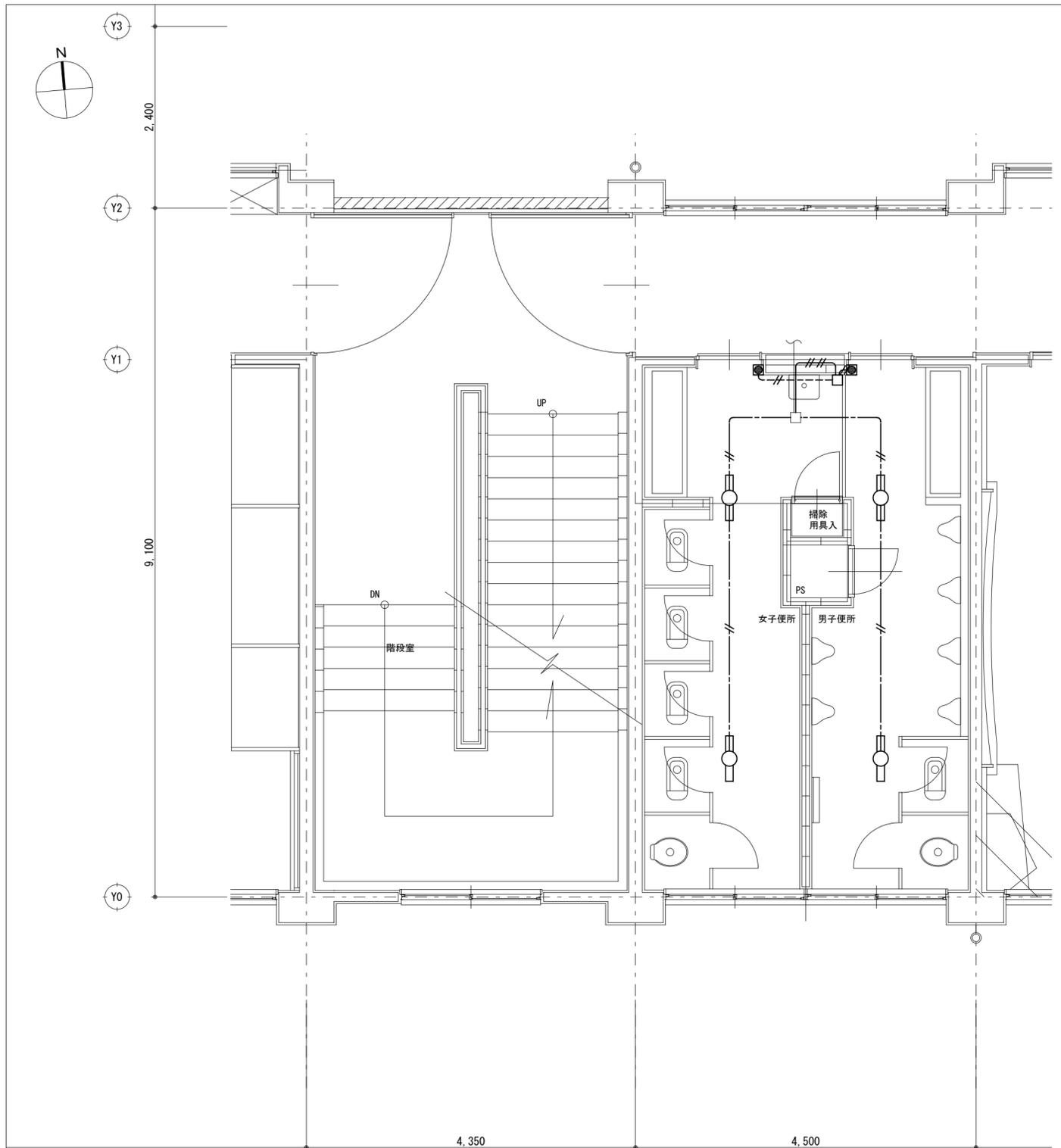
- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外を示す。
- 特記なき器具・配管配線は新設を示す。
- 配管用貫通口は穴埋め補修を行うこと。
- 特記なき配管配線は下記とする。

----- 二重天井内こがし配線
 ----- 天井隠ぺい配管配線

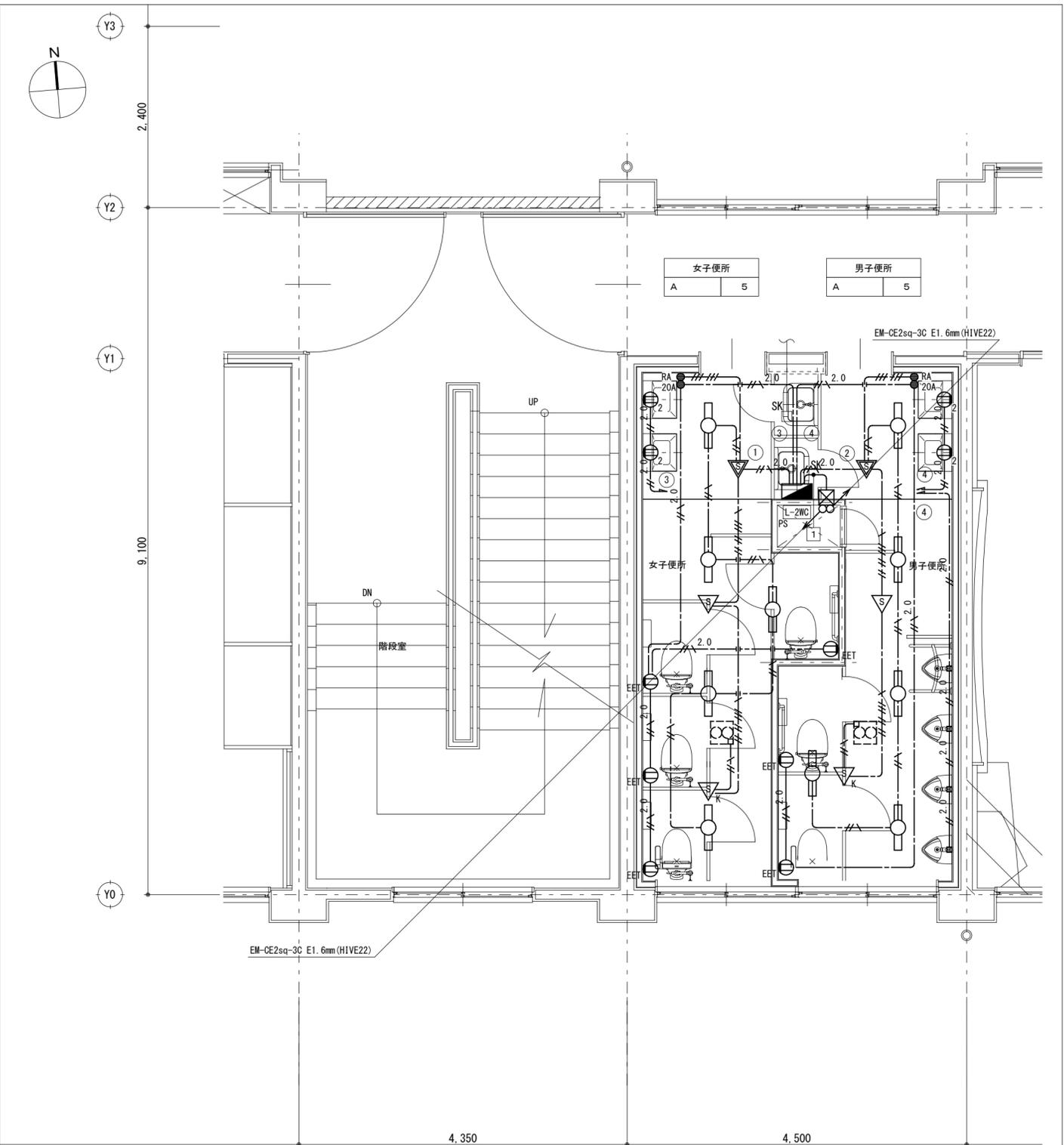
配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
EM-EEF1.6mm-3Cx2		PF22	E25/G22
EM-EEF1.6mm-2C+3Cx2 (1E)		PF28	E31/G28
EM-EEF1.6mm-3C(1E)		PF16	E19/G16
EM-EEF2.0mm-2C		PF16	E19/G16
EM-EEF2.0mm-3C(1E)		PF16	E19/G16

凡例

記号	名称	仕様
■	電灯盤	参考品番: BQR8362
○	天井付へ-スイッチ	公共品番: LSS9-2-15
●	20A 壁付タプルスイッチ	1P20Ax1
●	RAS 壁付人感センサースイッチ	入・切・自動
▽	照明制御器	親機
▽	照明制御器	子機
▽	照明制御器	子機 換気扇連動
○	壁付コンセント	2P15Ax2
○	EET 壁付コンセント	2P15Ax1EET
○	ジョイントボックス	中四角浅型
□	ボックス	200x200x200 VE
□	換気扇	別途工事(空調工事)



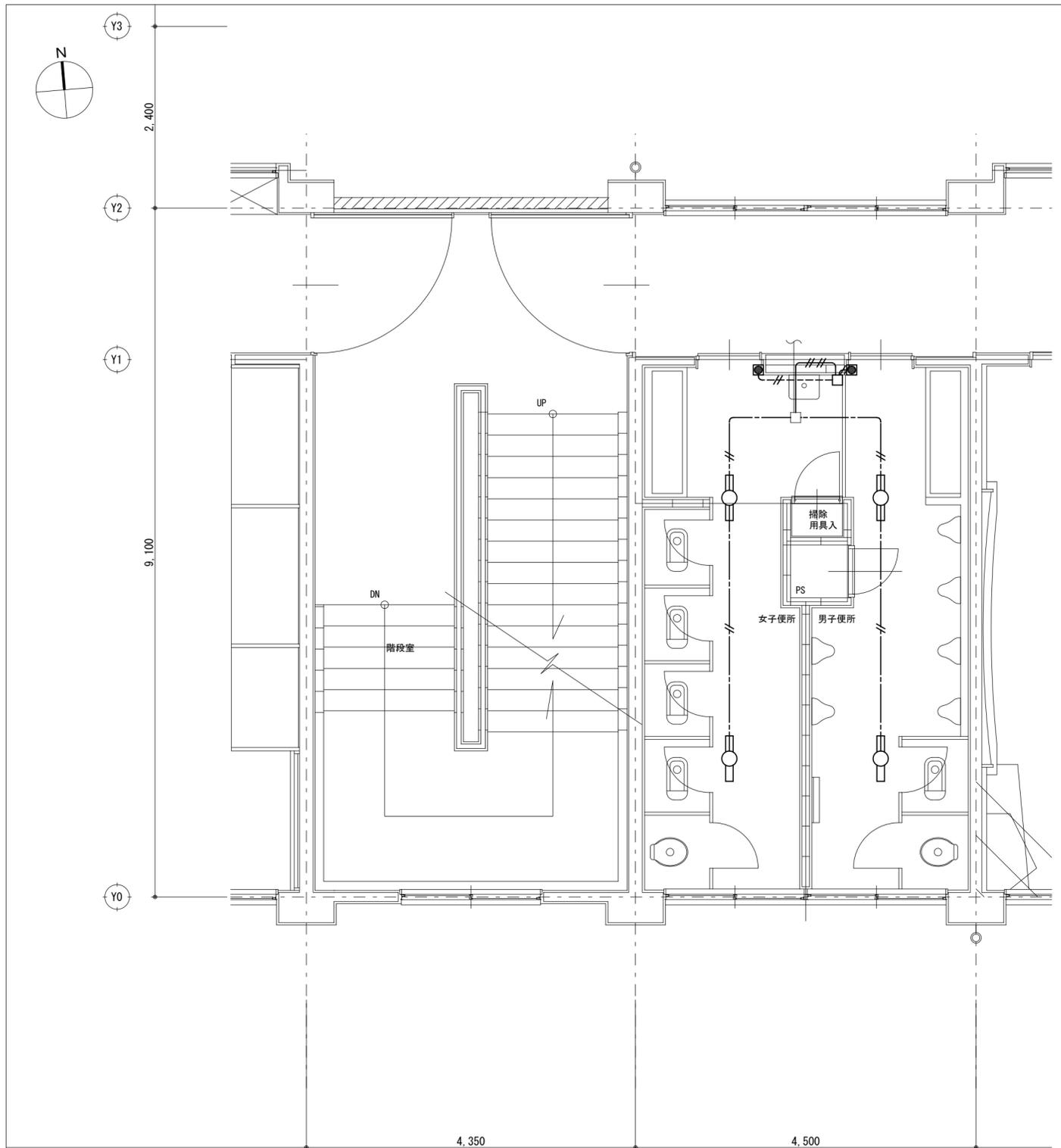
改修前 2階便所廻り 平面詳細図 S=1/50



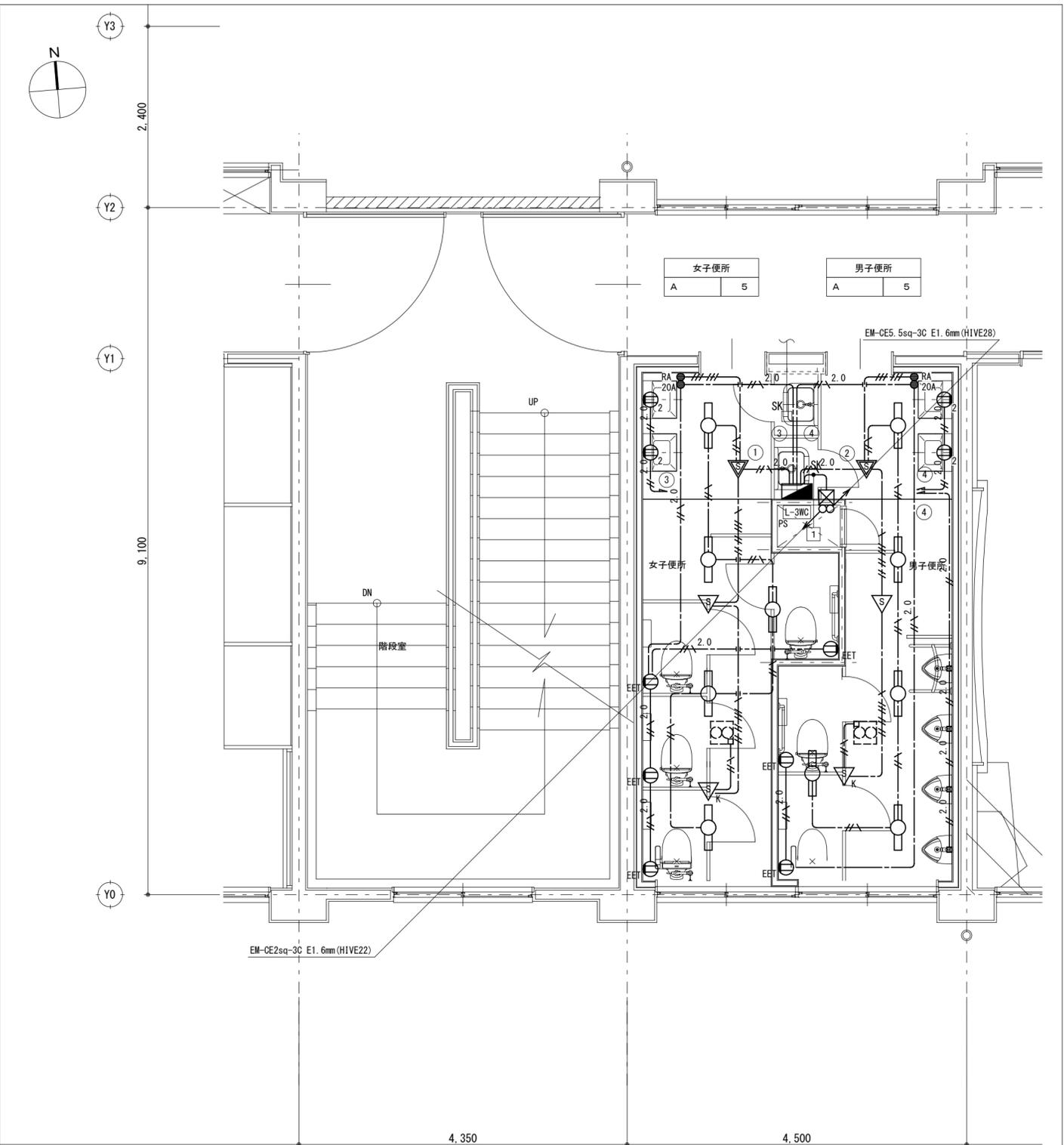
改修後 2階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

訂正				
----	--	--	--	--

株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬	作成 発行	承認	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事 電気工事 改修前後 2階便所平面詳細図	設計No. 整理No.	図面No. E-03 実施設計図
			縮尺 1:50		



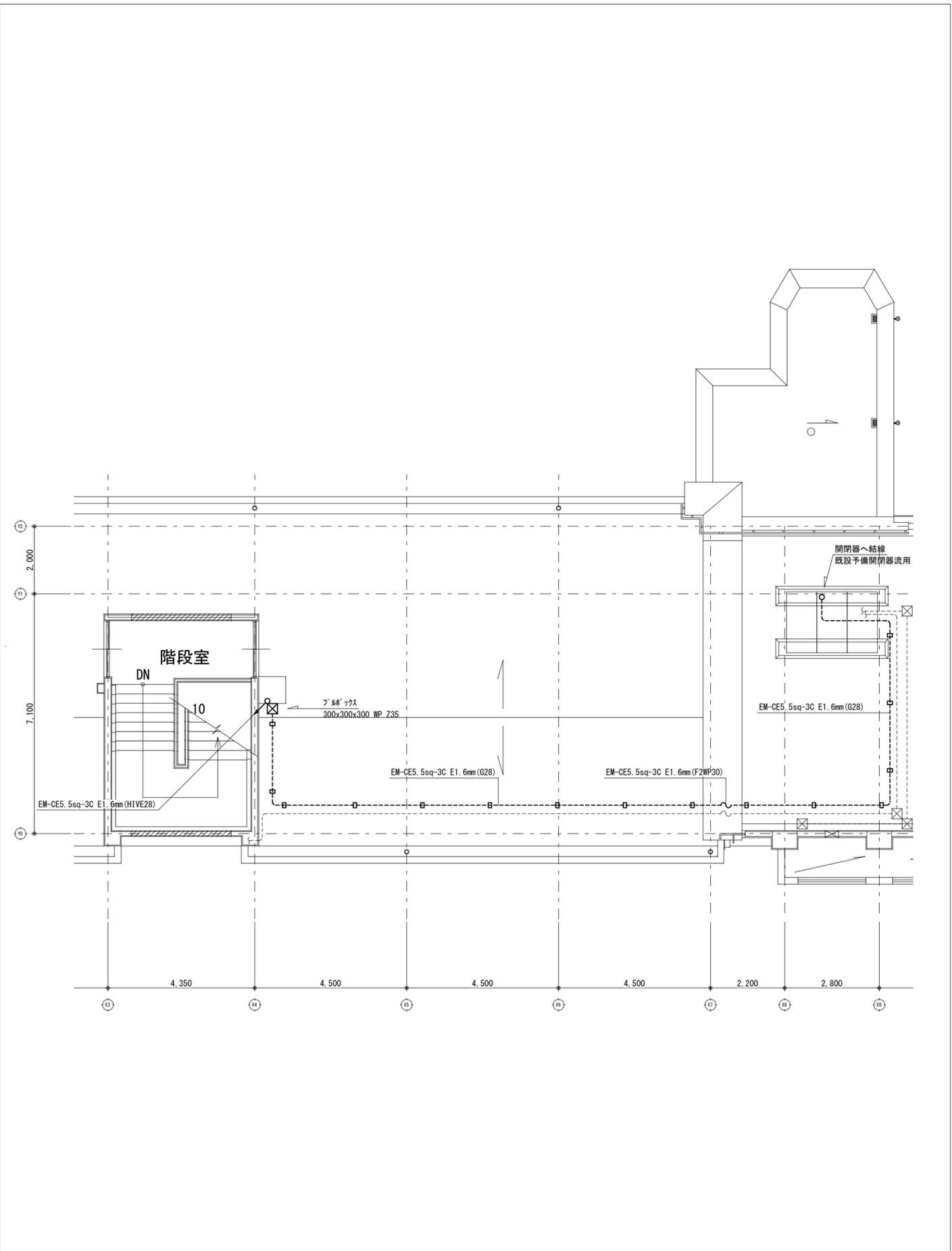
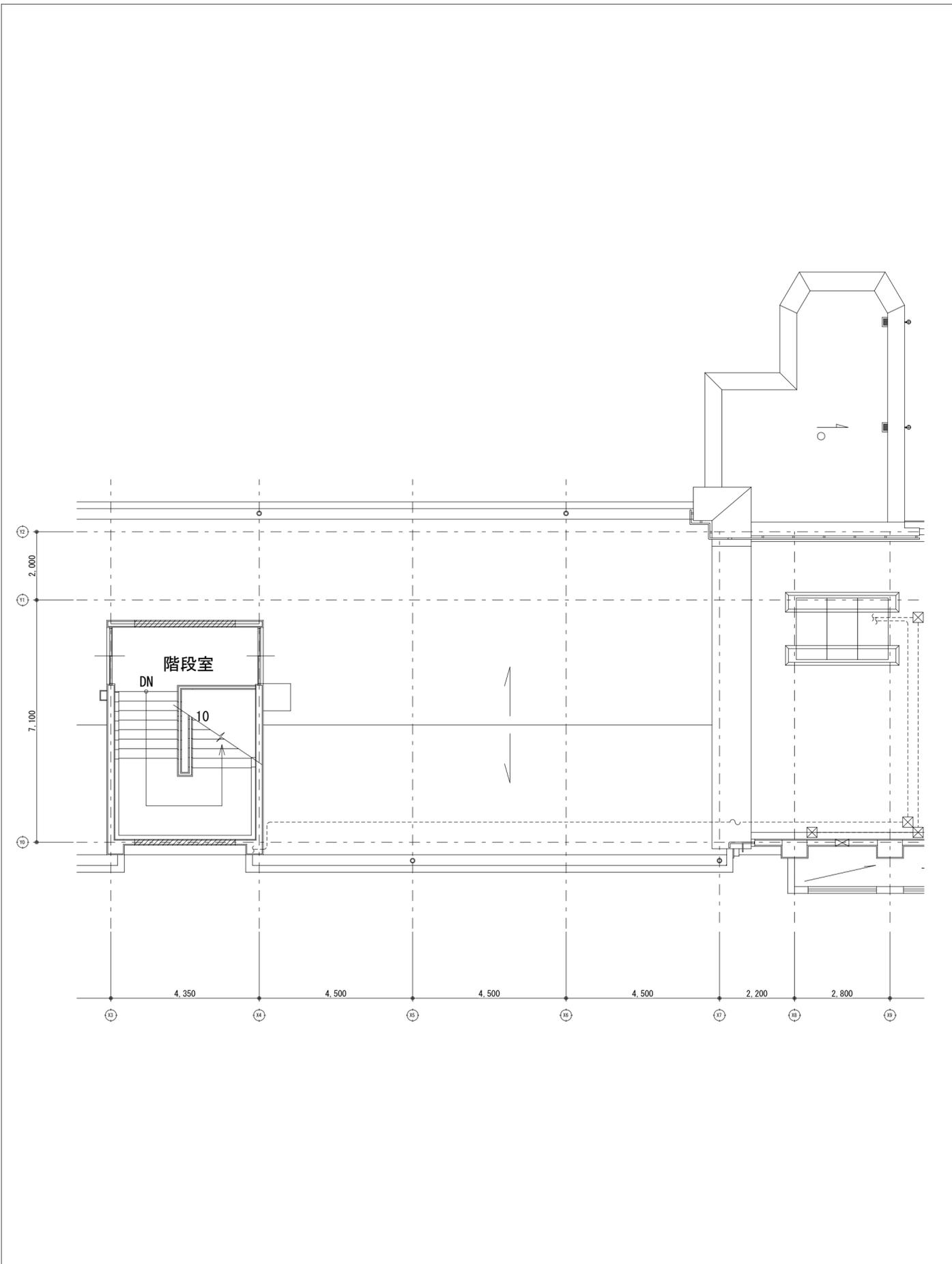
改修前 3階便所廻り 平面詳細図 S=1/50



改修後 3階便所廻り 平面詳細図 S=1/50

訂正				
----	--	--	--	--

株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬	作成 . . 発行 . .	承認 	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事 図面名称 電気工事 改修前後 3階便所平面詳細図 縮尺 1:50	設計No. 整理No. 	図面No. E-04 実施設計図
---	------------------------	----------------	---	----------------------------	-------------------------------



訂正	株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬				作成	承認	工事名称 鳴門市桑島小学校北校舎便所改修工事のうち建築工事	設計No.	E-05 実施設計図
					発行		図面名称 電気工事 改修前後 R階平面詳細図	縮尺 1:100	